

令和2年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

令和2年 9月25日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第67号 京丹波町ロケーション施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第68号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第69号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第70号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第71号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第72号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第74号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第75号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第76号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第77号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第78号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第79号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 認定第 1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 3号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 議案第 4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

- いて
- 第 2 1 認定第 5 号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 6 号 令和元年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 3 認定第 7 号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 8 号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 9 号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 1 0 号 令和元年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 1 1 号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 1 2 号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 1 3 号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 1 4 号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 1 5 号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第 3 2 認定第 1 6 号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定について
- 第 3 3 発委第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第 3 4 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 巳 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 10 番 山 下 靖 夫 君
- 11 番 東 まさ子 君
- 12 番 山 田 均 君
- 13 番 谷 山 眞 智 子 君
- 14 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 15 番 森 田 幸 子 君
- 16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（1名）

- 4 番 隅 山 卓 夫 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- 町 長 太 田 昇 君
- 副 町 長 谷 俊 明 君
- 参 事 中 尾 達 也 君
- 参 事 山 森 英 二 君
- 企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君
- 総 務 課 長 長 澤 誠 君
- 税 務 課 長 豊 嶋 浩 史 君
- 住 民 課 長 久 木 寿 一 君
- 保 健 福 祉 課 長 岡 本 明 美 君
- こ ども 未 来 課 長 木 南 哲 也 君
- 医 療 政 策 課 長 中 川 豊 君

農林振興課長	大西義弘君
にぎわい創生課長	栗林英治君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	山内善博君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	上林太志君
和知支所長	藤井雅文君
教 育 長	樹山静雄君
教 育 次 長	堂本光浩君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書 記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時少し開けた状態としております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中に議場内の全体空気換気をさせていただきます。また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

今回より、感染防止用としてさらに対応するために、ポイント位置にアクリル板のシールドを立てていますのでご理解ください。

また、傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、今回の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、今回の議案に対して、簡潔明瞭な説明及び質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

隅山議員より欠席届を受理しております。

本会期中に、各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業及び付託議案等の審査が行われました。

9月18日に、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。また、同日に全員協議会が開催されました。

本日、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第3、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は、原案の推薦者を適任として、答申いたします。

《日程第4、議案第67号 京丹波町ロケーション施設の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第67号 京丹波町ロケーション施設の設置及び管理

に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

篠塚委員。

○14番（篠塚信太郎君） おはようございます。

4点お聞きをしたいと思います。

まず、第6条関係の別表の使用料について、使用料が日額ということになってますが、日額の考え方についてお聞きをいたしておきます。

2点目は、ロケスタジオ全室1万1,000円、撮影室・控室はそれぞれ5,500円の使用料となっていますが、その算定根拠についてお伺いします。

3点目に、別表に撮影室とありますが、追加でもらいました資料の平面図のどこに位置するのか。その点お聞きをしておきます。

4点目は、第5条の施設管理者は誰になるのか。また、施設使用時には常駐するのか。その4点につきましてお聞きをいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） おはようございます。

まず、使用料の日額の考えにつきましては、ロケの撮影が入りますと、1日丸々使われるというケースがございますので、1日24時間という考え方でございます。

それから、金額の算定につきましては、ロケの倉庫に係ります工事費、維持管理経費に係ります水道料金、浄化槽も備わっておりますので浄化槽の点検、それから施設の委託管理をお願いいたしますので、委託管理料や広場の草刈りの部分を勘案しまして、金額を算出させていただいておるところでございます。

また、3点目の撮影室につきまして、後で追加しました資料と言ひ回しが違うんですけども、倉庫というところで写真を付けさせていただいておりまして、そちらの492.94平米が撮影室となっております。

それから、この施設につきましては、町が管理を行うわけではございますけれども、ロケが入ると、ロケにはかなり密着した素早い対応も必要となるということで、観光協会にございますロケーションオフィスに委託管理をすることで考えておるところでございます。ロケが入りますと、常時スタッフが付いていないといろんな注文等ございますので、そういった場合にも対応できるように観光協会のロケーションオフィスが対応をしていくということに

なっておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 日額の考え方につきましては、24時間ということではありますが、スタートの時点、考え方によっては、午後6時から翌日の午後6時まででも24時間なので、スタートをする時間を明記しておかないと。今は担当者がそういう考え方で徴収されますが、代わったりしますと、この表だけ見るとどこからどこまでだということが分かりませんので、やっぱり午前ゼロ時から24時というような表記をしておくべきではないかというふうに思いますので、これはまた検討をしていただきたいと思います。

それから、ロケスタジオの使用料ですが、今おっしゃった中には冷暖房の使用料は答弁がなかったんですが、多分、控室にはエアコンが付いてると思うんですが、ほかの施設ですと割増しという料金になってるんですが、これは込みになってるのかということをお聞きいたしておきます。

それと、ロケーション以外にこの控室等が使用できるのか。例えば地域の行事とか、またほかのイベント、広場を使ったときの休憩室とかそういう場合、ロケ以外に使用できるのか。この条例を見ていますと、ロケ以外ではあまり使えないような感じもするんですが、使えるのかどうか。その点お聞きします。

また、撮影室には多分エアコンがないと思うんですが、平面図を見てましたら控室にはエアコンが3台付いてるようですけど、このエアコンの能力は合計何キロワットかお聞きいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、エアコンの使用料につきましても、電気使用料の中に含めて計算はしておるところでございます。

また、ロケ以外のイベントなり地域行事等にも活用いただけることとしておりますので、町内にもPRもしていきたいというように考えておるところでございます。

エアコンにつきましては、ただいま議員からもございましたように、3基付いておりまして、エアコンの能力につきましては、消費電力が0.3ワットとなっております。それが3台ということで、0.9ワットということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） ロケーション以外でも使用できるということですので、ロ

ケの場合は24時間で日額でいいと思うんですが、それ以外の使用につきましては、日額ということになりますと、ちょっと使用料が割高になる事例があると思いますので、これはやっぱり時間単位とか、3時間とか、そういう使用料の時間帯も設定しておくべきではないかと考えますが、その辺の見解につきましてお聞きをいたします。

それから、控室の床面積が74.84平米ということで、エアコンの能力は、事務所という想定で行きますと、標準能力は11.2キロワットということになるわけではありますが、0.3ワットですか。こんな小さいエアコンで効くのかなと思うんですけど、もう1回調べてもらえませんか。0.3ワットという表現も、キロワットなら分かるんですけど、ワットというのはかなり小さい能力なので、あり得ないと思うんです。そこで、74.84平米ですと、標準的には11.2キロワットのエアコンが必要でして、24時間フル運転しますと、キロワット20円としまして5,376円ということになります。控室の使用料が5,500円ということですので、ほぼ全額電気料金に消えてしまうということになりますので、使用料は無料に近いというようなことになりまして、そのような考え方でこの料金設定をされているのか、再度、お聞きをいたしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、使用の関係で地域住民の皆さん等が活用される場合は、使用料の第6条のところに、町長が必要と認めるときは使用料を減額し、また免除することができるという項目を入れておりまして、そのところで判断をしていこうと考えているところでございます。

また、エアコンでございませけれども、先ほど消費電力で申し上げまして、0.3ワットと機械の仕様のほうでは書いてあるんです。申し訳なかったんですが、算出のほうは、エアコン1台が1時間2.1キロワットとなっております、3台になりますと6.3キロワットになろうかというように考えておるところでございまして、1台1時間当たり42.29円かかるのではないかと算出をさせていただいて、稼働時間等も勘案しながら料金を設定しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 私も二、三点お伺いします。

オープンセット広場ですが、これまで何回ぐらい活用がされたのか。使用件数をお伺いしたい。年間何日ぐらいの使用があったのか。分かりましたらお願いします。

それと、第8条の委託なんですけど、先ほどロケーションオフィスに委託するというものでありましたが、委託料というのは年間どのぐらいの予定をされているのかをお願いします。

それと、先ほど篠塚議員から日額の使用料のことでありましたが、確かに、日額で計算するということは、地域の人にとっては使いづらいものでありますし、当初これを建てるときに地域の交流等にも使ってほしいということもおっしゃいましたので、先ほど言いましたように、時間とかで使用料も明記するべきではないかと思えます。

また、先ほど控室のエアコンの件がありましたが、その下に同じようにシステムキッチンが3台備えてありますが、ガス台とか少しの調理ができるものなのか、手洗いのみなのか。このシステムキッチンは何に使用するという目的で3台設置されているのか。その点をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、今までのオープンロケ広場の使用実績でございますけれども、平成28年度に本能寺ホテルのロケがしょっぱなにございまして、それ以降、いろんな問合せにつきましては、多くあるわけですが、テレビ等も含めましてオープン広場の活用につきましては5件となっておりますのでございます。

また、日数につきましては、それぞれのロケによりまして、セットの建て込み等がございましたら、その時点から計算をさせていただくということになりますので、ものによって違うわけではございます。長いものと建て込みから大体20日から25日間というものもございまして、短いものと2日間というものもありますので、ものによりまして日数も変わってくるということになっておるところでございます。

それから、委託料につきましては、現在考えておりますのは、年額24万円で考えておるところでございます。

それから、先ほどございましたように、地域の皆さんにも活用していただければというように考えてございまして、第6条第2項のところ記載をさせていただいてございまして、町長が必要と認めるときは減額なり免除ができるという項目を入れさせていただいておるところでございます。

ロケスタジオの中にありますシンク等につきましては、部屋の間仕切りという形は取らなかったわけですが、一応ここで簡単な湯沸かしとか簡単な調理ができるように、IHの小さいコンロを入れさせていただいておるところでございます。控室でお茶を沸かしていただいたりということができるようになっております。また、手洗いにつきましては、トイレにもございまして、そちらのほうを活用されるかというように考えており

ます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 第8条の件で、委託料は年間24万円を考えているということですが、この24万円の中には、施設の管理はもちろんですが、周辺の草刈り等はどのようにされるのか。その中に含まれているのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 周辺の草刈りにつきましては、別途考えておりまして、そちらは、年間10万円を想定をしておるところでございます。その年によりまして、状況により見積りを徴取いたしまして実施していくということで、草刈りについては、ロケーションオフィスではないところに委託をするという考えでおるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですけども、地元も使用できるということで、使用料の関係では、第6条の減免・免除することができるというところを適用するというところでございます。減免や免除というのは、裁量権が町長にあるということで、緊急やむを得ない場合の項目だと思っております。こういう曖昧な扱いではなく、やはり公共の施設についてははっきりさせておくべきだし、町民も誰でも使えるということ、何時間使ったら幾らだということを、規制等をしっかりつくって、明確にしておくことが当然だと思っておりますけども、見解を伺っております。

それから、第6条の第4項で、特に必要があると認めるときは、全部または一部を還付することができるというようになっておりますが、どういう場合を想定されているのか伺っておきたいと思っております。

また、1回に2日間の場合もあるし、20日間の場合もあるということですけども、年間の使用日数というのはどれぐらいを想定して算出根拠とされたのか。その点伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、使用料でございますけれども、別途規則を定めることとしておりまして、あらかじめ施設を利用される方につきましては、申請書を提出をいただくことになっております。その時点で時間、使用される方が明確となってきますので、

そのところでも協議ができますし、また、使用の許可も行っていくこととなりますので、その時点で判断をするということと考えておるところでございます。

また、還付の関係でございますけれども、例えば施設を利用いただいて、あらかじめ先に徴収して使用期間が特に短くなったという場合には、その一部を還付ができるような仕組みをつくっておるところでございます。

それから、年間の使用見込みにつきましては、大体、稼働率を164日と見込んでおるところでございます。これについては、ロケスタジオだけではなくて、オープンセット広場のほうも含めて164日間ということと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 申込先というのは、町の施設でございますので、町ということになるのか。委託先であるロケーションオフィスで受付するのか。その辺の考え方はどうなのか。さきの答弁によると、事前に使用料を払わなければならないという場合もあるようでございますので、その辺の考え方を伺っておきたいと思えます。

それから、稼働日数は164日を見込んでいるということで、年間の半数ぐらいを見込んでおることになると思うんですけども、これまでの実績では、昨年度は何件あったのかということ。それから、どういうところを根拠に164日というのを算出しているのか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 昨年のロケの実績につきましては、オープンのロケ広場のほうを2回活用されておりまして、長いものと25日間活用されている実績もあるところでございます。

実際のところ、施設につきましては、この条例が認められた後、活用ができるということでございますし、当初から設計に関しましては、東映さん、松竹さんのご意見を聞きながら施設の設計も行ってきたということで、映画関係のほうからはかなり期待をされておりまして、広場だけではなくて、この施設を活用して撮影もできるということで、大変喜ばれているところであります。今後、条例が制定されましたら、しっかりとPRも行っていき、また、先ほどもありましたように、映画だけではなくて、ほかのことでも活用ができますので、そういったところもロケ広場等を含めてPRを図っていきたいと考えているところでございます。

今年度も本来ならこの秋に撮影が行われる予定でしたが、若干コロナの影響によりまして、撮影が延びておるといふ状況もございます。164日間という日数につきましては、一定の長い撮影のものが5作品か3作品ぐらい入ってくるという見込みと、地元の方の活用なりが行われるということで164日間と算出をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 栗林課長、申込申請先をお答えください。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 申込みの申請先につきましては、ロケーションオフィスをお願いをしたいと考えておりまして、特にロケの関係は、ロケーションオフィスへの問合せというのが非常に多くございますので、そちらで受付をしていただいて、こっちに持ってきてもらうというような形を考えておるところでございます。

また、地元の方につきましても、ロケーションオフィスでも結構ですし、町に直接言っただけでもよいような形を取っていきたいというように考えております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 使用日数の関係で、もう一度お尋ねしておきたいんですが、一応、3作品ぐらいを見込んでおるといふことでございました。コロナの関係でその辺の見通しはどうかという問題はありますけども、一応、基本的な考え方としては3作品。先ほどの説明では、長いもので25日間ということでもございました。3作品で75日間ということでも100日も行かないわけですけども、そういう中で、164日という算出といふのはどういふ見込みをしているのか。なかなかこちら側から働きかけても、映画の監督とか映画の内容によってそこを使うかどうかといふのも決まるわけで、非常にそういう点では使用日数に無理な数字を設定しているのではないかと思うんです。オープンセット広場が6,600円、ロケスタジオが全室で1万1,000円ということでも、それぞれかかる料金から算出したといふことでございますけど、なかなか近隣でこういう施設はないわけですけども、ほかの公共施設の利用料との関係からみてどうなのかということ。

実際、町民の方が使うとすれば、格安でないとなかなか使いにくいという問題も片方ではありますし、多額の税金を投入してやっってるわけですから、使用してもらわないとということもあります。

今、3作品ということでもございましたけども、この施設を使ってもらふような働きかけを、どのように取り組もうといふことなのか。それはロケーションオフィスの仕事だといふことなのか。町としての考え方を伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田議員、質問の趣旨は、同施設の広報の内容ですか。

(山田議員の発言あり)

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） PRにつきましては、倉庫が建設される以前からオープンロケ広場も含めまして、毎年、ロケーションオフィスの担当者と町のほうでそれぞれ映画会社等なり京都府、それから京都市のメディアセンター等にご挨拶等も回らせていただいております。また、町のほうでロケ誘致に係りますパンフレットも作成をしまして、PRをさせていただきますところでございます。

本年度につきましては、コロナの影響でできておりませんが、また今後、収束次第、完成しましたということで、それぞれの機関にPRに参りたいというように考えておるところでございます。また、映画関係の方につきましては、実際にもう中身のほうも十分ご承知いただいておりますので、京丹波町にはこういう施設があるよということも分かっておられるというように思っております。

今後、さらにほかの映画関係、また、広場も多様な使い方ができると思いますので、例えばドローンの研修会場に使用していただくといったことも考えながらPRをしていきたいと考えておるところでございます。

使用日数の関係でございますけれども、あまり1日の使用料が高額になりますと、施設の稼働率も悪くなるということで、金額等を算出しまして、先ほども申しあげましたように、大きな作品については年間3作品から5作品までの間で推移をするのではないかとこのところで、1本入りますと、25日間ということになりますので、そういったことと地元の活用ということで164日間と設定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 1点だけお聞きをしたいと思います。

このような条例をつくっていただくのは非常に結構でございますけれども、現在の現場は、関電の送電線に樹木が巻きついたり、また、山水の水路が破壊されまして、町道へ土砂とか水が流出したりしている状況なんです。今後、この計画はもうこれで終わりなのか。やっぱり町外の人に来ていただくのに、あまりにも現状はみすぼらしいというか醜い状態ですので、今後どのように活用されるのかだけお聞きをしておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） ただいまの件は、谷があるところのことだと思うんです

けれども、以前ありました排水路等が長年の経年劣化なり大雨の影響によりまして、水路等が潰れておりまして、変わっておるといことがございますので、そこにつきましては、今後検討をして何らかの対策を打ちたいということで考えておるところでございます。特に、今もございましたように、町道に水が流れ出るといことがございますので、その辺のところの改修等も行っていかななくてはならないと思っております。また、以前申し上げておったかと思うんですけれども、森林公園というようなお話もございまして、一部そのままの状態のところもございますので、公園という形にはならないかも分かりませんが、植林等をしていきたいというようには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 使用の承認として1点お伺いたします。

町長の承認を受けなければならないとしていますが、判断される規則はあるのか。その点お聞きします。

また、不相当と認め使用を承認しないとする場合、どのようなことが考えられるのかお聞きいたします。

もう1点、使用料のことで、第6条で使用料は使用の承認を受けた後、町からの請求により納付しなければならないとありますが、請求はいつ頃出されるのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 規則の関係でございますけれども、第9条のところに、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということにしておりまして、規則につきましては、別途定める予定とさせていただいております。

使用の関係は、使用申請書を提出いただきまして、町長の承認を受けなければならないということにさせていただいております。その使用申請書によりまして、いつからいつまでという使用の時間を記入いただくこととなっておりますので、それによりまして請求金額を算出させていただいて請求するというので、できるだけ速やかにそういった行為ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 使用の承認なんですが、不相当と認められる場合、どのようなこと

が考えられるのか。その点お聞きします。

使用料請求は、そうしたのちにということでありますが、撮影とか一切終わってからの請求であれば、それでは大変遅く、また使用料の滞納が心配されますので、その点滞納のないようにきちっと請求をしていただきますようお願いいたします。その点お聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 答弁が抜けておりまして、誠に申し訳ございません。

まず、不適當な場合というのは、条例等に違反するものというのは当然でございますし、また、承認した内容が虚偽の申請であったりといったことも不適當とみなすというように考えておるところでございます。また、黙って危険物等を持ち込まれたりとか、火気の使用を黙ってされたりということも不適當な行為ということで見ておるところでございます。

使用料の請求につきましては、送付した請求書によりまして、使用に先立ち納入いただくのが本来でございますので、使用の承認の手続によりまして請求書のほうを送付させていただいて、速やかに納付をいただくという形で進めてまいりたいというように規則に記載をするということで考えております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

議案第67号 京丹波町ロケーション施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第68号 京丹波町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第68号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点、町長にお尋ねをしておきます。今回提案になっております特殊勤務手当については、医療関係、特に病院の関係で特殊勤務手当を支払うという条例でございますけれども、特に新型コロナの対応ということで、提案理由にもありますように、国の取扱いに準じるとなっております。しかし、町の業務の中には、新型コロナウイルス対応でいろいろ大きな影響を受けた部署もほかにあると思うんですけれども、そういう部署とか職員への特別な措置というのは必要ないと考えておられるのか。また検討するような考えはあるのかどうか。その点伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の特殊勤務手当につきましては、町立病院におきまして、PCR検査、コロナの感染が疑われる発熱等の症状がある方に対して検査をされる方についての特殊勤務手当でありますので、同じような職務をされてるのであれば同じようにしますけれども、現在のところでは、そういうことはほかの職場ではないのではないかと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点だけお伺いします。

手当の額なんですけれども、3,000円と4,000円とありまして、4,000円では、町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合ということになっておりますが、具体的作業内容とこの違いは何なのかお願いします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 3,000円と4,000円の違いでございますが、3,000円につきましては、作業に従事した1日につき3,000円ということでございますし、4,000円の場合につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業という定義がございまして、その者に該当するということで町長が認めた場合は4,000円と考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

議案第68号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第69号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第69号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 新旧対照表の2ページにあります第24条の7段目、第1項に規定する指定期間内をお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 指定期間内につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、また、開催予定のイベントでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私も1点伺っておきたいと思うんですけども、今もありませんよう

に、今回の条例改正というのは、イベントなどの中止による入場料を寄附とみなすということで、それを適用するという事だと思えます。この適用を受ける場合には、個々の申告によるものだと思うんですけども、例えば団体でもできるのか。あくまでも個人ということなのかどうか、伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 申請できるのが個人か法人かということでございますけれども、想定しておりますのが個人となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

議案第69号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第70号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第70号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

議案第70号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第71号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第8、議案第71号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 今回の改正は、設備の基準とかそういうものが緩和というところで、特に、これに該当するような施設が町内ではないという説明もあったわけですが、今後も町内で対象となるような施設はできないと考えておられるのか。1点伺っておきたいと思います。

○議長(梅原好範君) 木南こども未来課長。

○こども未来課長(木南哲也君) 京丹波町におきましては、公立保育所を今後こども園に移行していくわけで、現在、待機児童もないわけですが、今後は、やはりゼロ歳児から2歳児というあたりの要望も当然保護者の方にはあろうかと思っておりますので、そういったものに対しての事業化を図られる方にとっては、これが指針になるというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

議案第71号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第72号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第72号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業という項目があるんですけども、具体的にどういう施設を指すのか。本町の場合はどこなのか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今回の条例につきまして、無償化事業に伴ってファミリー・サポート・センターとか一時預かり等の施設、そういったものも指すわけでございます。それを無償化の対象となったということが今回のこの条例の改正でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今ありましたファミリー・サポート・センター、そういうものが特定教育・保育施設というものに入るのか。特定地域型保育事業に入るのか。その点確認の意味で伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） それも含まれるんですけども、一般的に保育所、幼稚園、こども園以外の子どもを保育するような施設を指しております。特に地域型保育という言葉がございまして、これにつきましては、家庭的保育事業とか小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業等がございまして、そういうものを特定地域型保育というふうに呼んでおります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

議案第72号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 一般会計補正予算、4点お伺いたします。

1点目、歳出の16ページの1目、身体障害児補装具給付事業について、18歳未満が対象とお聞きしましたが、その対象者は何人ほどおられるのか。また、この予算に上がってまず90万6,000円で何人分を見込んでいるのかお聞きいたします。

2点目、同じ目1の京丹波町子育て世帯特別給付金支給事業について、この事業に反対しているわけではありませんが、4月28日以降に生まれた新生児の特別給付金については、出産祝金を支給しているので考えはない、また、臨時的な対応でなく、子育て支援に対する様々な事業を町としては今後も継続して取り組んでいくとされていましたが、この事業では、ゼロ歳からの給付金とされています。どのように理解すればいいのかお聞きします。そして、1人1万円とされた要因をお聞きいたします。

3点目、目2の京丹波町ひとり親世帯特別給付金支給事業についてであります。低所得のひとり親世帯の支援としていますが、児童生徒就学援助を受けている児童生徒についても支援が必要と考えますが、ひとり親世帯にされた要因をお聞きいたします。

4点目、19ページ、目3の農業振興費、スマート農業の普及について、ラジコン草刈機1台導入とお聞きいたしましたが、この活動内容をお聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 19ページの農業備品の関係でございます。

これにつきましては、スマート農業の普及によります省人力化支援ということで、町内の農業公社等に活用いただきたいというふうに現在考えております。それにつきましては、受託作業等を通じてのデモンストレーション、また、今後この機会を通じて地域で導入していただけるかどうかというような検証であったり、実証実験を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 京丹波町子育て世帯特別給付金支給事業でございますが、

まずは、ゼロ歳の支給の考え方につきましては、基準日を設けて、それ以前にお生まれになった中学3年生までというふうに今回は対象を決めているということでございます。

それから、1万円の根拠でございますけれども、今年5月に執行されました国からの令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金に準じているということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） ひとり親世帯特別給付金支給事業についてでございますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯の方に対して、子育てに対する負担の増加によって大きな困難が心身ともに生じているということを踏まえまして、今回、支給事業として実施要綱を定め、児童扶養手当を実際受給されている方に対しまして支給をするというものでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 先ほどお尋ねのございました16ページの身体障害児補装具給付事業につきまして、対象人数までは手元の資料で持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。支給の人数といたしましては、当初5件程度を予定をしておりましたが、現在の見込みでは6件を見込んでおりまして、今回増額補正をお願いさせていただいてるところでございます。

内容としまして、車椅子の購入ですとか座位保持装置等の購入ということで、1件につき多額の購入が見込まれることから増額の要求をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 1点質問を忘れてました。すみません。

新しい質問なんですけど、12ページ、目11、集会所等新型コロナウイルス対策支援事業について、各区にそうした支援事業をするということで、1区に50万円としていますが、区によっては大小様々あると思いますが、公平性が保たれるのかどうか、その点お伺いいたします。

先ほどの質問に対してでありますけど、2点目のゼロ歳からの給付金ということについては、新生児としては出産祝金を支給しているので考えはないと言われてまして、ここでは、ゼロ歳からの給付金とされていますが、この点どのように理解すればいいのか。その点もう一度お伺いいたします。

3点目なのですが、ひとり親世帯特別給付金事業については、低所得のひとり親世帯の支援としていますが、低所得貧困世帯というと、児童生徒の就学援助を受けている世帯はもっと状況もいろいろあると私たちは思います。ひとり親に決められた要因を再度お聞きいたします。

最後のラジコン草刈機についてであります、農業に従事されている町民に対してどのような周知の方法をされていくのか。その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 集会所等新型コロナウイルス感染症対策の備品導入に係ります支援でございますけれども、1集落当たりの上限を50万円とさせていただいております。集落の大小はありますけれども、特に冷暖房の備品経費でありましたり、換気扇の導入であったり、非接触型の自動水栓であったり、また、サーモグラフィーカメラの導入等にも活用いただけて、そういったものを集会所等で完備いただくにあたって、施設の大小はあろうかと思うんですけれども、おおむね対応できるのではないかとということで、公平性という部分では上限を50万円としておりますので、その辺のところでご理解賜りたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 先ほど、4月27日とおっしゃってますが、それは定額給付金の関係と思うんですけれども、いずれにしても全て基準日を設けてるところで、今回の子育て世帯特別給付金につきましても、基準日が9月30日というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） ひとり親世帯特別給付金の件でございますけれども、重複しますが、子育てと仕事を1人で担っておられる低所得のひとり親世帯という方を対象に支給するものでございまして、国のひとり親世帯臨時特別給付金というのが支給されましたけれども、6月分の児童扶養手当の受給者を対象にされております。今回の町の独自のひとり親世帯特別給付金につきましては、11月分の特別児童扶養手当の受給者を対象にしております。その違いにつきましては、11月分は、その月分から支給される要件としまして、令和元年の所得を判定された上での支給となっております。この11月分からの直近の情報によりまして、

低所得のひとり親の方に対して再度支援するために町独自の給付をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 草刈機につきましては、先ほど申しましたように、受託作業等を通じてのデモンストレーションということが一番に考えておるところでございます。一度に大きなところにたくさん寄っていただいているということも考えられるんですけども、こうした時期でもございますので、いろんな地域での受託作業等を通じて見ていただくのが一番いいかというふうに考えておるところでございます。特にこの機械につきましては、急傾斜地で最大45度の危険な角度のあるところでも行けるとなっておりますので、そうしたあたりで安全に使える機械であるということもまた見ていただけたらと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 何遍も申し訳ありません。2点再度お伺いいたします。

ゼロ歳児といえば、先ほども言いましたように、出産祝金を支給しているので、ゼロ歳にはそうした支給は考えていないということでありましたのに、ゼロ歳からの支給金とされたのはどのように理解すればいいのか再度お聞きいたします。

それと、ひとり親世帯だけが困窮されているのではなく、私たちは、低所得の児童生徒就学援助を受けている人のほうがもっと同じように大変な状況であると考えますが、困窮されている児童生徒就学援助を受けている児童に対しての給付金支援はどのようにお考えなのか。その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ゼロ歳児に出産祝金があるから給付しない。これは、前後の関係から言いますと、議員がおっしゃっているのは、一般質問で質問されました国の特別定額給付金を4月28日以降についても3月まで支給したらどうかという質問の中で私が答弁させてもらったと思うんですけども、そういう意味でよろしかったでしょうか。それについては、一部の自治体では延長されたところもありますけども、本町としては、その期日を延長していつ対象に含めるというようなことは、出産祝金もありますのでしませんという回答をさせていただきました。

今回のものにつきましては、9月30日という期日を取って、その期日時点の対象者について助成するものでありまして、それについては一定期日で対象になった方については加えるということで、全く別の整理をいただけたらというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 繰り返しになりますけども、今回、町独自のひとり親世帯特別給付金の給付の実施につきましては、子育てと仕事を1人で担っておられる低所得のひとり親の方を対象にして、子育てに対する負担の増加などによって、特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえまして、その支援をするために給付をするものでございます。

その対象者といたしましては、令和2年11月分の児童扶養手当の支給者を対象にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 2点お伺いいたします。

今度の補正予算はまさに大型で、しかもウイルス関連事業が18事業計上されております。まさにウイルス型予算だというふうに思います。

そこで、お伺いする第1点目は、22ページにございます商工振興費、企業誘致対策事業3,130万円が計上されております。これは、旧質美小学校の2階にサテライトオフィスを設置してやると承っております。新たな仕事づくりや移住者の受入れを推進するというところでございますが、具体的にどういうことをやるのか。担当者を置いて企業誘致の対応をしていくのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。3,130万円というかなりの額でございまして、相当な改修がなされるのではないだろうかというふうに思っております。

もう1つは、森田議員も質問されましたけれども、12ページの地域振興事業費の4,700万円の計上、50万円を上限とする94区です。これは、今もお話がありましたように、基準があるのではなしに、区の申請を1件1件聞きながら、そしてそれをまとめていくということであろうかと思っておりますけども、その点確認をいたします。

以上、2点でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 前後いたしますけれども、まず、集会所の支援につきましては、今もございましたように、区からの申請に基づきまして、上限を50万円としまして、10分の10の支援を行っていくということにしておるところでございます。そうした

中で、今、要綱等もつくっておるわけではございますけれども、コロナ対策に関わります部分で新しい生活様式に合致する集会所ということで、先ほども申し上げましたとおり、エアコンの設置、手洗いで自動で水が出るようなもの等の導入をしていただくために、今回、支援事業という形で実施をするものでございます。

また、申請をいただきましたら、こちらで判断をさせていただいて、交付決定通知をそれぞれ送らせていただいて、事業を実施していただくということになっております。

もう1点のサテライトオフィスの関係でございますけれども、まず、皆様方もご承知のことかと存じますが、コロナの影響によりまして、現在、京丹波町のような郊外のところがかなり注目をされているところであります。また、それぞれ企業におかれましても、テレワークであったりそういったこともかなり行われているところでありまして、そうした中で、今の状況を勘案しまして、京丹波町にもそうしたオフィスを置いて企業に実際にこちらのほうに来ていただいてオフィスを設けていただく。そうした中で、新たに移住につなげていったりとか、それからその企業が新たに町内で事業を起こしていただくというようなことも含めて、今回、サテライトオフィス事業を整備してまいりたいと考えておるところでございます。事業費のほうもかなり上げておりますけれども、部屋の改装であったり、照明なり、備品の導入等も考えておりまして、1企業、大体4名の方がそこでお仕事をさせていただくというように考えているところでございます。そうした取組によりまして、新たな移住者の発掘等につなげていければと思っております。

担当者につきましては、オフィスのほうに置くというものではなくて、その部屋を借りられる企業が活用いただくということで考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点は、今、鈴木議員からもありました企業誘致で、旧質美小学校の2階の図書室を改装してサテライトオフィスを設置するというので、一定説明をいただきました。1企業4名ということで、2階の図書室1室で1企業4名ということでのいいのか、それとも、図書室の中を区切って使われるのかどうか、その点をお伺いしたい。また、維持管理はどのように、誰が責任を持ってされるのか、お伺いします。

それと、19ページの農業振興費、有害鳥獣対策の関係で、役務費が1,290万円減額となって、その分が委託料に振り替えられてるわけではありますが、この振り替えた理由というのはどういうことなのか。それと、委託料の中で有害鳥獣の個体処理委託料となっておりますが、委託先と処理個数が分かりましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） サテライトオフィスでございますけれども、図書室におきまして、4名の方が同じ会社の方になりますので、仕切りもなく机を並べたような状況で仕事をしていただくというような想定をさせていただいておるところでございます。

また、維持管理につきましては、運営自体が次年度以降になろうかと思うんですけれども、オフィスということで、それぞれの会社の重要なデータもあろうかというように思いますので、部屋等については警備会社等と契約を行っていきたいと考えております。清掃につきましては、業者なり、また町内のところに委託をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 有害鳥獣の関係で手数料から委託料に振り替えた関係でございますけれども、当初、あらかじめ相手方とメニューどおりにこなすものについては手数料という解釈をしておりましたが、今回の場合、町の設定させていただいた仕様書に基づきまして業務を行っていただくということから、委託料に変えさせていただいたところでございます。それぞれの責任に関することや秘密保持等しっかり担保する観点からも、やはり委託契約を締結させていただいて、委託料として支出させていただくのが一番というふうに考えておるところでございます。

次に、委託先でございますけれども、株式会社アートキューブという事業者でございます。会社は丹波地内の塩田谷にございまして、残渣の処理施設につきましては、曾根地内にございます。

それと、何頭ぐらいということですが、これにつきましては、単価契約とさせていただいております。1キログラム当たり440円で契約を結ばせていただいております。それぞれ鹿なりイノシシ等、大小もあるわけでございますけれども、大体、今、1か月で約1,300キログラムぐらいの処理をお世話になっておるという状況でございます。ちょっと数ではありませんけれども、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 3ページ、普通地方交付税ですが、1億6,467万2,000円です。合併算定替が令和2年度で終わり、令和3年度からは類似団体並みの交付税に

なるということではありますが、どのぐらい影響があるのかお聞きをしておきたいと思います。

歳出の10ページ、あるいは13ページの番号制度導入事業72万円でありましたり、戸籍住民基本台帳費764万2,000円があります。備品購入とか負担金補助及び交付金ということになっておりますが、これは具体的にどのような内容なのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、21ページ、常任委員会でも聞かせていただいております林業振興費の森林経営管理意向調査業務委託料、あるいは森林境界明確化業務委託料ということで上がっておりますが、9月19日の京都新聞に、森林管理業務を支援ということで京都府が市町村と一緒に京都森林経営管理サポートセンターというのを開設したと載っております、京丹波町内にも事務所を置いたということでもあります。このサポートセンターというのは、どういうふうな関わりをされるのかお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 普通交付税の算定替の関係ですけれども、令和2年度が最終年度ということで、一本算定と算定替の差額の10%を措置いただいているという格好になります。一本算定と合併算定替の差額ということでございますと、全体で4億9,200万円程度の縮減ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 歳出の13ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費のそれぞれの事業の補正内容でございますけれども、まず、1つはデジタル手続法改正の対応のもの、もう1つはマイナンバーカードの交付申請と交付に係るものというふうに、大きく2つに分けさせていただきます。その中で、この事業名で行きますと、戸籍住民基本台帳事業209万6,000円でございますけれども、めくっていただいて負担金補助及び交付金のシステム改修負担金になります。デジタル手続法改正によりまして、マイナンバーの関係が住民記録と戸籍システムとを連携させるということになります。そういった関係で、住民記録側、京都府町村会で共同化事業でやっておりますNewTRY-X/IIのシステム改修をしまして、戸籍と連携させる機能を持たせる負担金でございます。

それから、戻っていただきまして、戸籍電算システム事業763万7,000円です。これにつきましては、マイナンバーの連携の戸籍システム側のほうです。1つはマイナンバーカードの公的個人認証の利用に係る分、もう1つは戸籍情報のマイナンバー連携を戸籍シス

テム側で機能させるための改正でございまして、節で言うと、システム改修委託料763万7,000円がそれに当たります。そして、もう1つは、マイナンバーカードの交付申請と交付に係る事務でございます。これにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステム事業91万6,000円、これが備品購入費の91万6,000円に対応するものでございます。マイナンバーカードの普及が進んでおります中で、窓口業務で対応するんですけども、申請を受け付けたり交付したり、それぞれの設定をする端末がございまして、それを1台追加させていただくというもの。あと、本庁と支所にそれぞれタッチパネル型の機械を置いております。これにつきましては、ID・パスワードを設定するものでございますけども、これにつきましても本庁は1台増設、それぞれ今設置している分については更新するという費用で、合わせて91万6,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 10ページ、一般管理費の番号制度導入事業でございます。72万円。こちらにつきましては、11ページにございます委託料、システム改修委託料36万2,000円と、備品購入費にございます35万8,000円を合わせまして72万円でございます。まず、委託料、システム改修委託料でございますが、こちらにつきましては、中間サーバーの端末機の保守の更新ということでございまして、保守期間5年というふうに定めておるわけですが、そちらの期限切れということもございまして、新たに保守委託料を計上させていただきまして締結するものでございます。

また、それに関連しまして、備品購入といたしまして、管理端末機1台でありますとか接続の端末機、また、生体認証装置ですとかそういったものの整備をするということで、こちら5年という期限を持ってありますが、期限切れがございまして、そういった機器の更新として備品購入をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 21ページの森林経営管理意向調査業務委託料なり、森林境界明確化業務委託料の関係でございます。調査業務につきましては、もう既に京丹波森林組合に委託させていただいて業務を始めさせていただいてる分でございます。先ほどお尋ねをいただきましたサポートセンターにつきましては、こうした委託等も受けていただけるわけでございますけども、本町につきましては、現在のところ京丹波森林組合に境界明確化業務を含めまして委託予定をさせていただいております。サポートセンターにつきましては、いろ

んな助言といいますかアドバイスをいただけるということもお聞きしておりますので、必要に応じてそういったことを求めていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（梅原好範君） 質疑の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

- 議長（梅原好範君） それでは、休憩前に引き続き議案第73号の質疑途中から会議を再開します。

東議員、追質問ございますか。

東君。

- 11番（東まさ子君） 先ほど住民基本台帳の関係で答弁をいただきましたが、個人番号カードの発行は1,532件と決算では報告があったわけであります。課長に聞いておりますと、国内だけではなくに国外に出ていった場合も個人の認証ができるということでありましたけれども、この事業については本当に多額の経費がかかっているにもかかわらず、実際に活用していることについては限られていて、本当に必要とされている事業ではないのではないかとというのが1つあります。やはり安全性、個人情報の漏洩とかの問題もあるので、庁舎内でそういう管理ができていられるのかも含めてもう一度お聞きしておきたいと思っております。

- 議長（梅原好範君） 久木住民課長。

- 住民課長（久木寿一君） システム改修ですけれども、デジタル手続法の改正によりまして、住民基本台帳と戸籍を連携させて、海外転出すると住民票は削除されますが、それを削除されずに海外に滞在していても行政手続がオンラインでできたりするような、そういった個人認証を持たせる機能でございます。近年、海外在住者もかなり増えておりますので、そういったニーズも高まっているということもあります。また、さらに、今後、国も地方公共団体事務もそうですけれども、IT技術を活用した行政というのは、基本的に推進されると思っております。デジタル行政が推進されるという中で、こういったマイナンバーカード、公的個人認証の制度は、今後さらに必要となってくるというふうに思っております。それに係ります安全性の問題ですけれども、本庁舎におきましては、マイナンバーカードの申請、交付の際には、ほかの方に漏れないような物理的な対策と、職員に対しても研修等で漏洩等の危険がないような管理をさせておりますし、この制度そのものを管理しておりますJ-LISを基本としたシステムにつきましても、安全性は確保されていると思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 私は、臨時交付金の活用策について2点ほどお伺いしたいと思っております。

まず1つ目は、先ほどから質問がありました集会所等のコロナウイルス対策支援の4,700万円の関係です。中身を聞いておりますと、10割補助で冷暖房とか換気扇、非接触型トイレ等に活用ということで聞かせていただきました。実は、これから自主防の関係でも10万円補助がありまして、それに列記されてる項目等もあるんですけども、災害等に関わりまして一次避難所としても活用をしていく中で、自主防でうたわれている備品類等についても、これに充てることができるのかということをお尋ねしておきたいと思っております。また、それ以外で考えられるものがあつたらお答えいただきたいと思っております。

それから、21ページの間伐材の流通支援の関係、300万円について、改めて本事業の目的と期待される効果についてお尋ねをしておきたいと思っておりますし、町有林だというふうにするんですけど、場所等についてもお尋ねをしておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 集会所等の支援策につきまして、今もございましたように、別途、自主防関係、総務課関係の防災活動支援事業で、いろんな備品等が配布をされるわけではございますけれども、その部分については、除く部分を今回の対象としておるということでございます。ただ、それぞれの区において、さらに消毒液なりタイベックスーツ等、これが不足するのではないかというようなことがある場合は、対象にしていこうかということで現在考えておるところでございます。例として挙げておりますのが、冷暖房設備でありましたり換気扇、それから網戸の導入であったり、先ほども申し上げました非接触型の自動水栓であったりとか、それからトイレの人感センサーでライトがつくようなものであったり、サーモグラフィーカメラ等の導入経費等ということにさせていただいておりますので、また各集落でどういうものが必要かというところもご検討をいただいて、申請をいただけたらと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 間伐材の流通支援事業につきましては、新型コロナウイルスの関係によりまして、原木価格が2割から3割ほど下落しておるといった状況の中で、木材価

格が下落いたしますと、どうしても切捨て間伐になってしまうということになります。できるだけ搬出して利用につなげたいということ。また、一番大きくは、隣地残材の発生を防止するというので、山に切捨てのままになっておりましたら、災害等のときに立木が流れてしまうというようなこともございますので、そうしたことの防止を図るためにも、できるだけ搬出をというふうに考えておるところでございます。

また、場所等につきましては、先ほど町有林というようなお話ございましたけども、町有林は委託契約によりまして搬出の部分も含めた契約をさせていただいております。今回のこの事業につきましては、民有林を対象とさせていただいております。国及び府の補助事業を活用いただいて搬出間伐していただいた分につきましては、原木市場とか製材所等まで運搬していただくものに対して助成を行うこととさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 集会所等の関係の備品等については、これから要綱を制定されて、各区にも配布されるのではないかと思いますけども、自主防と重複するものはあかんということでもいいんですね。分かりました。

それから、間伐材の関係ですけど、今回、民有林が対象ということでございます。木材価格の低迷などで利益を生まないというような中で、個人より、生産森林組合等を維持継続するには法人税とか、また名義が代わりますと登記料がかかって、大変その辺が負担になるということで、区自体を支援団体にして区有林として整理していこうという自治区も増えたのではないかとこのように思いますし、事実、私の当区もそういう状況でございました。そうした状況からも、自治区とか生産森林組合が所有する山林の活性化を促すとか山林の機能向上からも、手厚い支援というのが望まれるんですけども、今回そういうことについての補助に対する検討はされなかったのかどうかお伺いしておきます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 間伐材の関係につきまして、生産森林組合等も対象というふうに考えさせていただいております。幅広く搬出をしていただいて、その木材を活用するということを考えておりますので、先ほど言いましたように、町有林は、当然、町から委託をさせていただいて、その分お支払いさせていただくということになりますので対象にしておりませんが、それ以外については対象とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 2点ほどお伺いします。

30ページの体育施設費であります。これは、コロナ対策としてもありますし、屋外避難場所となる三ノ宮農村グラウンドのトイレを洋式にするという内容であります。現在、何基あって、そのうちのどのぐらい洋式にするのか。今回の81万7,000円の事業内容をお伺いしたいと思います。

それと、11ページ、財産管理費であります。工事請負費に83万9,000円が上がっておりまして、それぞれ町有施設の解体撤去工事なり改修等の工事が上がっております。内容をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 三ノ宮農村公園グラウンドのトイレの関係でございます。男性用が1基、女性用が2基、これを洋式化させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 財産管理の工事請負費の内容ですけれども、1つは、町が管理しております府立丹波自然運動公園前のバス停につきまして、上り側ですけれども、町道蒲生野中央線の道路改良の計画区域に入ることから、一旦、移設が必要ということになりまして、それが73万7,000円です。撤去をさせていただくということです。

それと、もう1つ、町有施設の維持改修等整備工事につきましては、下山テクノパーク内の防犯灯の工事ということで、5基を更新するものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 先ほどの三ノ宮農村グラウンドのトイレの関係ですが、男子の便器と女子の便器、これを全部洋式にするという考えなんですか。

今回、質美振興センターもコロナウイルスの感染対策として避難所でもあるということで床を変えるわけですが、質美振興センター等もやはりトイレは和式が多いかと思うんです。やはりそういったことも随時計画的には考えられるのか。今の分かる範囲内でお聞きしたいと思います。

それと、財産管理の関係であります。そしたら、今あるバス停を撤去して、新庁舎のほうにバス停は移動するということになるのか。今の9号線沿いのバス停というのはどうなるのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） トイレの洋式化の関係でございますけれども、公民館等の社会教育施設、それからグラウンド等の社会体育施設、トイレにも課題がございますけれども、ほかにも課題がございます、屋根の改修を必要な箇所もございます。今後、トイレも含めて、そういったところを優先順位を付けさせていただきまして進めてまいりたい。今回、臨時交付金を活用できるということで、優先順位といたしまして、質美公民館なり三ノ宮農村グラウンドの改修をさせていただくということでご理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 工事を行っております道路の関係が国道の取付けのところが改良になるということで、もう少し京都寄りのほうにバス停そのものが移動するというふうに聞いております。それが設置が終わったのちに、一旦撤去したものを新たに設置するということになろうかと思っておりますので、それは令和3年度以降になると思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 一般会計補正予算の22ページ、3目の観光費、新型コロナウイルス対策観光振興事業に7,060万6,000円が計上されています。その内訳として、この間説明していただいたんですが、新型コロナウイルス対策地域振興施設持続化補助金として、京丹波 味夢の里、丹波マーケス、瑞穂の里・さらびき、和の4施設を対象として、1施設に対して500万円、計2,000万円の補助金が計上されています。対象事業内容については6項目が上げられていますが、特に、京丹波 味夢の里以外の3施設は事業決算書が提出されますが、京丹波 味夢の里は決算書が提出されません。補助金が適正に使われているかどうかちゃんと確認をされているとは思いますがお伺いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回実施します地域拠点施設への補助金でございますけれども、補助金でございますので、申請書を提出いただいて事業を実施していただくということになりますし、事業完了後、実績報告書の提出もでございます。500万円につきましては、上限という形になっておりますので、実際にその範囲内で何に活用されたかということとは実績報告書なり、また物品等を導入いただきましたら完了検査も実施して、適正に活用されたかということは判断してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 先ほどもありました22ページのサテライトオフィスで、オフィスを企業に活用してもらおうということですが、利用料については、どういう要件のもとにオフィスを活用されるのかお聞きしておきたいと思います。

それと、先ほどの森林管理サポートセンターであります、森林組合に事務所を構えられたのか。どこに事務所を構えられたのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） サテライトオフィスの関係でございますけれども、部屋を活用いただく方につきましては、先ほど申し上げましたように、想定では今のところ4名程度で活用いただくということで、その施設の利用料を頂戴する予定とさせていただいておるところでございます。その施設の利用料といいますのが、企業用の光回線を導入いたしますので、その維持管理使用料であったりとか、それから電気等の利用料を合わせて頂戴する予定としておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 京都森林経営管理サポートセンターでございますけれども、森林技術センター内でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今のサテライトオフィスでいつも4名が来られて、それに対しての予定として3,000万円用意されておりますが、どういう方が来られるかということの予定はあるんですか。また、来られるとしたら、どちらの方面から来られるのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） サテライトオフィスの事業を提案させていただいておりました、お認めいただきましたら、実際にこういった形になりますというもののはっきりした段階でPRを図ろうかというように考えておるところでございます。今現在、金融機関なり町の産業ネットワーク等も活用をいたしまして、こういった取組をやりたいということで、若干はお知らせをしながらやってるんですけれども、金融機関のほうからは、町外企業に興味を持っておられる会社もあるというように聞いておりました、町内、町外の企業の想定を

しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいといいます。

16ページ、民生費に関わって、コロナ感染症対策ということで、子育て世帯の給付金の関係です。今回、ゼロ歳から中学3年生ままでを対象に支給するということになっておりまして、基準日を9月30日にしたということでございますが、生まれが1日違えば基準外になるわけで、やはり子どもを持つ親の思いとすれば、ゼロ歳ということで、令和2年度に生まれた子どもを対象にしてほしいというのがあると思いますが、それは考えられなかったのかということが1点です。

2つ目はひとり親世帯特別給付金につきまして、児童扶養手当受給者を対象にしておるわけでございますけれども、例えば対象の子どもが2名おりますと、2人分受給できるということになるのかどうか。児童扶養手当ということを基準にすれば、当然そうなると思うんですけども、その点伺っておきたいというように思います。

それから、先ほど来出ておりました、集会所の新型コロナ対策支援事業の関係で、各区に上限50万円ということで、趣旨にもありますように、公民館の環境整備、特に避難所ということにもなっております。公民館もいろいろございますけれども、3密を避けるという意味もあって、広い場所があれば、そこが避難所となるわけでございます。非接触型の自動水栓とか、エアコンということで、なかなか50万円では足りないという部分もあるんですけども、ほかの事業と合わせてこういう補助金を活用することも考えるべきだと思います。各集落でも検討はされると思うんですけども、そういった取組に対して担当課としても相談に乗って援助するというような考え方はないのかどうか、併せて聞いておきます。

それから、企業誘致のサテライトオフィスの関係です。1企業4名ということで、1企業だけ入るということだと思っておりますけれども、選考はどういうように考えておられるのか。いろんな趣旨、目的もありますし、希望者が何名あるかという問題もありますけれども、選考の仕方はどう考えておられるのか伺っておきたいと思っております。例えば、4人ということでございますので、町内の方がグループを組んでこういう取組を発信してやろうというようなことも対象となるのかどうか併せて伺っておきます。

それから、22ページの商工費、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業ということで、2,000万円組んでおりまして、小規模コースが100件と大規模コースが20件を見込んでおるわけなんですけれども、具体的には、アクリル板とか、接触部分の縮小のため

の設備導入とか、換気扇とあって、その他事業の趣旨に合致する事業というふうになってますが、その他の事業というのは例を挙げればどういうことが考えられるのか伺っておきたいと思います。

同じく22ページの観光費の中で、新型コロナウイルス対策観光振興事業ということで7,060万6,000円とあります。非常にその中ではいろんな取組をするということになっておりますが、1つは、町内の観光施設や事業者に補助金交付、合宿送迎ということになっておりますが、その中で着地型観光体験とは、具体的にはどういうメニューなのか伺っておきたい。

それから、観光事業の施設及び新様式対応事業ということで、対象が8事業者となっておりますが、具体的にはどういう事業者を指しておるのか。

また、観光体験新設事業では、17事業者となっておりますが、どういう業者を指しておるのか伺っておきます。

それから、観光協会にコロナ対策応援事業費、450万円の予定になっておりますが、具体的にはどのような事業に対しての応援事業なのか伺っておきたいと思います。

その関係で併せて伺っておきたいと思うんですけども、にぎWAIキャンペーンというのがあります。観光協会が発行するクーポン券に助成ということで1,050万円あります。説明では、観光飲食業のコロナ対策として、6,000円のクーポン券を3,000円で販売ということになっておりますが、具体的には何枚発行する予定で、販売方法とか、先に実施したプレミアム商品券との違いは何かということ。

それから、にぎWAIキャンペーンの期間中ということで、登録観光施設ということになっておりますが、登録観光施設というのは町内に何か所あるのか。どこに登録しているのかということと併せて伺っておきます。

観光の関係で、本町へのツアーを造成するとなっております。旅行会社に対してとなっておりますけども、具体的にはどういう旅行会社がどういうツアーを造成するということなのか。具体的内容について伺っておきます。

また、振興対策持続化補助金ということで、先ほどもありましたけども、4つの道の駅に、誘客を図るための新規事業の立ち上げということになっておりまして、具体的には6点事例が挙がっておるわけでございますけども、施設の周辺環境整備がコロナ対策とどのように関係あるのかということも伺っておきたいと思います。それぞれの道の駅が500万円の範囲内でやるということだと思っておりますけども、相当大きな金額でございます。これは今年度3月31日までに実施となっております。それぞれの道の駅の考え方もありますけども、

町としてはどういうところに基本を置いてこの補助金の活用を考えておるのか伺っておきたいと思います。

それから、29ページの教育費、一般備品の中のサーモグラフィーカメラの購入の件ですが、先進事例として、自治体向けに発行しております町村ナビというのを見ますと、顔認証と体温検知を同時に行える人工知能（AI）の温度検知器というのを導入している自治体もあると載っておりましたけども、本町でもそういうことも含めて検討されたのか伺っておきたいと思います。

また、29ページの公民館費、図書の関係で、ネットワークで町内の図書室を結ぶということで、一体的な図書の環境整備ができるということですけども、蔵書データのネットワークと併せて、例えば京都府の図書館などとのネットワークをつなげるというようなことは考えられないのか伺っておきたいと思います。

それから、29ページ、公民館の関係で、質美公民館の床を直すということでございますけども、この位置づけも避難所としての確保を図るということになっておりますので、例えば先ほどもありましたトイレの洋式化などは、今回の計画の中には含まれていないのかどうか。そうしますと、避難所となっておるような施設は、もちろん水道の蛇口の感知式も当然必要ですけども、特に高齢者が多い中で、トイレの対策も必要になってきておると思いますが、その辺の考え方、また計画はどのように考えておられるのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 京丹波町子育て世帯特別給付金支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ対象児童1人につき1万円を支給し、生活を支援するという目的を持っております。支給対象者としましては、どの方を対象にするかということをやはり特定するために基準日を設けているということで、基準日以降は対象とならないということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 京丹波町ひとり親世帯特別給付金の支給対象者でありますけども、児童扶養手当の対象児童数ではなく、令和2年11月分の児童扶養手当を受給する方、つまり1世帯当たり5万円の支給をさせていただくということでございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、集会所の関係では、先ほども申しあげましたよう

に、事業につきましては、1地区50万円を上限とさせていただいておるところでございます。それぞれの集落において施設の大小はあろうかと思えますけれども、予算の範囲内で活用いただきたいと思っております。内容については、先ほど申し上げましたものは一例でございます。新しい生活様式に対応できる集会所環境に必要な備品等の購入等に活用いただければと考えておりますので、また、他の事業でお配りをさせていただくもの等は除くもので、集落においてご検討を賜ればというように考えているところでございます。

サテライトオフィスの希望者の選定につきましては、要望の件数がどれくらいあるかという部分で、今現在のところまだPR活動も行っておりませんので、未知数なところではございますけれども、多数応募がある場合においては、一定の決まりを設けて選定をしたいと考えているところでございます。

それから、中小企業感染防止対策支援事業補助金につきましては、先ほどもございましたように、小規模コースと大規模コースということで2つのコースを設けておりまして、小規模コースにつきましては、アクリル板の設置であったり接触部分の縮小のための設備導入、それから密閉空間の防止による換気設備の設置等に充てられるものでございます。その他事業の趣旨に合致する事業というのが大規模コースということで設定をしておりまして、今まで1つの工程を行うのに3密になっておったものを、3密を防ぐような設備導入であったり機械導入であったり、それから3密を回避する部分での店舗の改修等を想定しているところでございます。

次に、観光事業の合宿等の関係でございますけれども、町内に体験をやっておられるところが8事業者でございます。そういったところに対して、アクリル板の設置であったり、新型コロナ対策に係る観光施設の改善等に使っていただく補助事業として設定させていただいたところでありまして。

また、17事業所ということで挙げておりますけれども、そちらも、町内で観光施設等を実施されている事業所に対してアクリル板等の設置等、観光施設の新様式に対応できるように補助事業を活用いただいて事業を行っていただくということで考えておるところでございます。その中で、観光施設新様式対応事業の中には、グリーンランドみずほのコテージの改修費用ということで5,792万円も含んでおりまして、コテージ等で合宿に対応できるエアコンの設置を5棟分考えております。それにつきましては、換気のできるエアコンの設置ということで、それを導入することによって安心して合宿に来ていただくような取組も考えておるところでございます。

それから、観光体験新設事業でございますけれども、そちらのほうには京丹波 味夢の里

でのレンタサイクルの導入も計画に上げさせていただいておるところでございます。

それから、観光協会の応援事業につきましては、もう1つのまるごと交流型観光推進事業のほうで減額となっております部分があるんですけども、今年度、食の祭典等事業が中止になる中で、観光協会への食の創造に係ります委託料450万円を減額させていただきまして、新たに観光協会が観光事業者等を応援する事業を委託するために、観光協会にコロナ対策ということで450万円の委託料を出しておるところでございます。内容につきましては、観光協会自体のホームページのリニューアルであったり、それからホテルの周遊飲食のガイドブックであったり、また、コロナ禍における観光推進のための事業費に活用いただいたり、観光案内所に係るコロナ対策に向けた施設の改修であったりということを計画いただいております。

次に、にぎWAIキャンペーンでございますけれども、観光協会が発行しますクーポン券に対する助成を実施するというので、その他印刷製本費、印刷代、手数料等を含めまして、1,050万円の予算を計上させていただいております。クーポン券につきましては、1枚500円で12枚つづりを1セットとして、3,000円で販売する予定としておるところでございます。

また、これに係りますそれぞれの施設の登録につきましては、今後、観光協会に取りまとめをいただくということで、参加される方が登録をされて事業を実施していくということで現在検討をしているところでございます。

それから、ツアー造成の関係でございます。この前の連休なんかは多くの方が訪れていたという状況はございますけれども、コロナの影響によりまして、本町に訪れる観光客も減少をしておるということで、旅行会社が新たに本町へのツアーを計画いただく場合、なおかつ町内のバス事業者を活用した場合と町外のバス事業者を活用した場合に、町内のバス事業者を活用した場合につきましては10万円の助成、それから町外のバス事業者を活用された場合については上限として5万円を助成するという仕組みでございまして、町内に来ていただきやすいような形と町内バス事業者の利用を考えた事業を計画したところでございます。

4つの道の駅に対する補助金につきましては、上限を500万円としまして、コロナ対策に係ります飲食スペース等のカウンターの設置であったり、農産物等の集荷システムに係る車両の導入であったり、一応一定の例につきましては、町のほうからも指導させていただきたいというように考えておるところでございます。

また、周辺整備に係るものにつきましては、例えば花卉類、樹木の植樹であったりとかそういう周辺の環境整備であったり、照明の変更、LED化等も含め、考えておるところで

ございます。これについても上限500万円でございますので、内容については計画申請等もいただく予定としておりますので、しっかりと確認をさせていただきまして、協議を進めながら実行していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、サーモグラフィーカメラの関係でございます。まさに議員がおっしゃっておりますAI顔認証サーモグラフィーカメラを導入しようとするものであります。あくまでも仕様上のことでありますけれども、1万人の顔を認証をすれば通り過ぎた段階で誰々さん何度というような表示が出て、それも履歴が残るといようなものであるというふうに聞いてございます。今後、例えば職場なんかで固定して、あらかじめ顔認証をして、今日は何度という形で使う方法。それから、いろんなイベントの中で入り口に設置して入場時に体温を検知するという方法。いろんな形で試行的にまずは導入をさせていただきたいと考えてございます。それを見ていただきまして、町のほうで全体的な導入が図れるのではないかと考えてございます。

それから、図書のシステム導入の関係でございます。これもまさしく議員おっしゃっております京都府立図書館との連携ということも視野に入れてございます。今現在も府立図書館を通じまして町民の方が府立図書館から借りていただくという形で、府立図書館から移動図書みたいな形で本を運んでいただいて、それをお貸ししているということもございます。今後、うちのシステムの中でただ単にリンクを貼り付けるのか。あるいは府立図書館のネットワークシステムに直接入れるようにするのか。その辺のところはシステムを導入した段階で調整をしてみたいと考えてございます。目標とするところは、京都府の図書館が全てうちの図書館につながって、大きな図書館になれるように、そういったことを目指すものであります。その入り口ということでシステム導入を図りたいと考えてございます。

トイレの洋式化の関係につきましては、先ほども申しましたとおり、トイレの洋式化だけではなくて、それぞれ施設にいろんな課題があって、それも含めた形で優先順位を付けて改修をしてみたいと考えております。他の公民館も、全てが洋式化できておりませんが、洋式便所はございますので、質美公民館については優先順位は高いというふうには考えてございますけれども、社会体育施設も含めまして、改修の必要な箇所もまだまだ残っております。その辺優先順位を付けながら改修を進めてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 皆さんにお願いを申し上げます。

重複した内容の質問、答弁があります。質問者、あるいは答弁者、ご配慮いただきますようお願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、再度お尋ねをしておきたいと思います。

1点目は、公民館の関係で、新しい生活様式に対応した取組ということでございます。それぞれの集落で検討されていると思いますけども、公民館が避難所となっておりますので、3密を避けるためにそういう取組ができるように、町としても窓口として相談に乗って、援助をすべきだと。いろんな補助制度もありますので、そういうものもうまく活用しながら今回の交付金もうまく活用するという形でやるべきではないかと思うんですけども、その点もう一度見解を伺っておきたいと思います。

それから、サテライトオフィスにつきまして、多数応募があった場合には選考するというところでございます。企業誘致、雇用、新事業の創出、新たな仕事づくり、移住者の受入れを基本的な考え方として言われておるとということからすると、町内の企業を基本に考えて今回のオフィス設置という考えなのか伺っておきたいと思います。

また、新型コロナ対策の関係で、現時点では、コロナの感染状況は横ばいにはなっておりますけども、既にアクリル板や接触部分を減らす、換気扇等の対応を実施している事業者も当然あると思うんですけども、そういう場合には遡及して対象とする考え方はあるのか。あくまでも、10月以降の取組に対してしか該当しないということなのか。本来の趣旨からすれば、遡及も含めて考えるべきではないかと思うんですけども、その点伺っておきたいと思います。

それから、着地型観光体験について、例えば黒豆ツアーとか、栗拾いツアーとか、そういうものを指しているのかと思うんですけども、具体的にこれから本町で考えておられるのはどういうメニューなのか、先ほどお尋ねしたんですけども、もう一度伺っておきます。

それから、対象8事業者というのはどういう事業者なのか。事業者名が分かればお尋ねしておきたいし、また、17事業者とはどういう事業者なのか伺っておきたいと思いません。

観光協会が発行するクーポン券については、何枚発行する予定になっているのか。登録の関係はこれから募集するというところでございましたけども、プレミアム商品券とはどのような違いを考えておられるのか伺っておきたいと思います。また、宿泊助成の関係で90万円

あるんですけども、登録観光施設はどこに登録している観光施設ということかお尋ねしておきたいと思います。

それから、観光プランの造成に伴う旅行会社の助成の関係ですが、具体的なツアーの内容というのは、先ほどの部分と重なる部分があるかもしれませんが、どういうツアーが考えられるのか伺っておきたいと思います。

それから、29ページの公民館の関係で、先ほどもお尋ねしたんですけど、質美振興センターは避難所となっておりますので、ホールの改修は当然だと思うんですけども、トイレの洋式化については、今回の予算の中には含まれていないということなのかどうか、確認の意味でお尋ねしておきたいと思います。優先順位は高いということでもございましたので、次年度ではそういうことがやれるというふうに思いますけども、今回の補正予算の中には含まれていないのか改めてお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、集会所の関係でございますけれども、今回の集会所の事業、上限50万円で実施をするもののほかに、防災関係でそれぞれの集落にも物品等が配布される予定となっております。そうした中で、上限50万円の集会所の事業の実施に当たっては、担当課としてはそれぞれのご相談もお受けしながら実施してまいりたいというように考えておりますので、本日お認めいただいた後、速やかにそれぞれ区長さんに要綱を送らせていただきますので、また申請等のときにご相談に応じながら進めていきたいと考えているところでございます。

サテライトオフィスにつきましては、先ほども申し上げましたけども、今現在まだPRも行っていない状況で、どれぐらいの応募があるかという部分もあるんですけども、今議員がおっしゃいましたように、新たに本町の中で起業を行うであるとか、その中から移住をしていただくとか、そういった項目も選定の中には基準となってくるのではないかというように思っているところでございます。そのようなところはまた今後参考とさせていただきます、複数応募があった場合には検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、小規模事業につきましては、実際にもう既に行われている事業所もございまして、4月1日に遡及して事業を実施する予定としておるところでございます。

観光持続化の補助金のうちの観光施設の新様式対応応援事業の関係の8事業所については、今まで国の持続化給付金であったり、それから町が実施しました休業要請であったりということに該当しない任意組織で、観光事業を実施されているところなどを対象と考えていると

ころでございます。例えば朝市をやっておられるところであったり、施設名で申し上げますと、ウッディパルわちであったり、質美小学校であったり、そういう任意で観光として実施されているところを想定しているところでございます。

また、17事業所の観光体験を実施されている観光体験新設事業については、今現在、町内で体験メニューとして事業を行っていただいております事業者を想定しています。これにつきましても、個人でやっておられる方、例えば乗馬であったりとか、それから町内の太鼓関係、人形浄瑠璃であったり、カヌーであったり、農業体験、農家民宿等を想定しているところでもあります。

それから、登録観光施設はどこかということでございますけれども、それについても、今後、登録をしていただくということで考えているところでございます。

クーポン券につきましては、3,000セットを発行する予定としておるところでございます。プレミアム商品券との違いにつきましては、プレミアム商品券は、コロナ対策におきまして、それぞれの事業者が落ち込んでいるという部分で、事業者を救済するというような形で発行いたしましたけれども、今回のクーポン券につきましては、特に観光事業者の支援を行うことが目的となりまして、特に飲食業であったり宿泊の関係に対してクーポン券を発行しまして支援を行っていきたいと考えているところでございます。

それから、ツアー内容でございますけれども、あくまでもツアー内容につきましては、それぞれの旅行会社からのご提案でございますので、町がこのようにしていただきというようなことはなかなか申し上げにくいんですけれども、これから秋の京丹波町、収穫シーズンなり、また紅葉のシーズンでもございますので、例えば、枝豆のもぎ取りツアー等の農業体験とほかの観光施設を回るなど、そういった本町に来ていただくツアーを旅行会社で計画をいただいて、町内のバスを利用していただくような計画を作成いただくのが一番よいのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 質美公民館の関係でございますけれども、トイレに関しましては含まれておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁をいただきました。その中で特にお尋ねしておきたいと思うのは、観光の関係でございます。今回、観光事業及び施設の新様式対応事業として、

対象8事業者、新設は17事業者ということで、具体的な対象となるようなところも挙げていただきましたが、それで、大体、国や府、また町のそういう支援が届かなかった業者が網羅をされていると見ておられるのか。まだ不十分なところがあるというように見ておられるのか併せて伺っておきたいのが1点でございます。

それから、クーポン券の関係で、3,000セットということでございますけれども、具体的には、観光とか飲食、宿泊ということでございました。プレミアム商品券の場合は町内が基本、町外の方もありましたけれども、今回の場合は広く町民外も含めて観光協会が商品券を発売するという考え方なのか。

また、6,000円が1つのチケットでございますので、飲食、宿泊ということになりますと、それなりの金額が要るわけでございますし、食事ということもあろうかと思っておりますけれども、その辺の見込みはどのように考えておられるのか。もう一度伺っておきたいと思っております。

それから、ツアーの関係で、予算は230万円組んでありますが、バスの事業者に対して10万円、また、町外の場合は5万円としておりますけれども、ツアー何件ぐらいを見込んでおられるのか伺っておきたいと思っております。

宴会とテイクアウトの助成ということで予算が組んでありますが、これについてもなかなか集まってそういう会を催すということが非常に今控えられておりますが、これについては、積極的にそういうようなことで町としても推進しようとするのか。新しい生活様式ということになれば、一定の距離を置いてということになるわけで、そういう点ではそれぞれ業者の皆さんがいろいろ考えておられる面もありますが、これについてはどういう狙いを持っておられるのか。10%割引ということですので、大きいわけでございますけれども、その点も含めて伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、今回の対策でこれで全てが網羅されたかということとは、担当課としてもそうは思っていない状況でございます。まだ職員が町内事業者を回らせていただいて、いろんなお話等も確認させていただいておりますし、国の交付金等も活用しながら支援策はいろいろとやっておりますけれども、まだまだ不足な部分はあるのではないかとこのように認識をしているところでございます。

それから、クーポン券でございますけれども、こちらのそもそもの狙いというのが観光客の誘致を行うこと。それから、もう1つは、それで飲食店等の経営について支援を行うとい

うことを狙いとしております。先ほどありましたように、コロナの状況からなかなか厳しいのではないかとということもあるんですけれども、新生活様式に基づいて京都府でも定められておまして、宴会については、例えば2時間で終わっていただくとか、その代わりテイクアウトのほうで実施をしていただくというようなことで、町外の方も町内の方もクーポン券をいろんな面でご利用いただければと考えているところでございます。

また、テイクアウトの関係につきまして、想定としては、宴会が75件で、テイクアウトの宴会が75件ということで考えておるところでございますし、観光プランの造成に伴う旅行会社の助成等につきましても、町外が10件、町内バス事業者の活用が10件ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○8番（西山芳明君） ただいま上程となっております議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

一般会計補正予算（第4号）は、本年5月1日に開催されました第2回臨時会に議決をしました第1号補正、6月16日第2回定例会に議決をいたしました第2号補正、8月5日第3回臨時会に議決をいたしました第3号補正に続きまして、国からの地方創生臨時交付金を主な原資とする新型コロナウイルス感染症対策を中心とした補正予算であり、町民の新しい生活様式に対応した環境整備や安定した暮らし、また、持続可能な事業活動を支援するための施策に対する予算が数多く盛り込まれております。

今年も台風や大雨など自然災害が多発するシーズンを迎えましたが、避難所としての活用や日頃から地域住民が集う施設であります、集会所等への新型コロナウイルス感染症対策支援事業として4,700万円が計上されております。

また、子育て世帯への生活支援として、子育て世帯特別給付金事業に1,227万6,000円が計上され、9月30日を基準日として、ゼロ歳から中学3年生までの児童生徒の保

護者に対象児童生徒1人当たり1万円の給付金を支給するとともに、児童扶養手当の対象であるひとり親世帯特別給付金といたしまして、1世帯5万円の支給事業に432万5,000円が計上されておりますが、これらはいずれも本町独自の給付金事業であります。

また、商工費におきましては、最も落ち込みの大きい観光振興事業に7,060万6,000円が計上されておりますほか、新たな働き方の推進による新規事業創出のためのサテライトオフィス整備事業に3,130万円、小規模事業者等に対する新型コロナ感染拡大予防支援補助金として2,000万円、6月補正で計上されました小規模事業者等支援給付金の予算余剰分を要望の多かった新事業展開支援補助金に組替えを行い1,500万円を計上し、事業者の意向に沿った予算措置となっております。

このように、国の地方創生臨時交付金を最大限活用しながら、太田町政の掲げる健康の里づくり推進のため、新型コロナ感染症をいかに克服していくか、強くその意気込みを盛り込まれた補正予算であることから、賛成をし討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場から討論を行います。

今回の一般会計補正予算（第4号）は、4億460万円を追加するものです。その主な財源としては、地方創生臨時交付金を2億1,292万7,000円、地方交付税の確定で1億6,467万2,000円、また前年度繰越金1億4,936万8,000円、ふるさと応援寄附金3,000万円を主な財源としております。

今回の補正予算は、新型コロナ感染症対策が中心となっております。その補正額は、2億2,058万4,000円となっております。今回提案となっておりますコロナ対策として実施した対策は、質疑もありましたけども、補助金交付の活用結果、成果を早く町民に報告すべきです。事業が終了すれば、9月決算時ではなく、一日も早く報告する責任もあると考えます。結果の検証をしっかりと町民に報告することをまず求めておきたいと思えます。

新型コロナ感染症対策は、長期の取組が必要とされております。そのためには、町民の安心・安全と健康を最優先にした感染予防対策に取り組むことだと考えます。

あわせて、コロナ禍に取り残された町民や事業者はいないのか。状況把握を徹底すべきであります。

質疑でも指摘がありましたが、子育て世帯交付金事業では、基準日の問題もあります。1日生まれるのが違うことでこれを受けられないという矛盾もあります。ゼロ歳は年度内で考

えるべきと思います。

また、就学援助を受けてる家庭への支援も当然必要というように考えております。もちろん経済活動も大事ですが、感染予防対策があって経済活動が進むと考えます。

昨日も、ソフトバンクが1人2,000円でPCR検査をいつでも誰でも何回でも検査を受けられる取組を発表しました。国民も町民も必要と思ったらいつでも誰でも何回でも安価でPCR検査が受けられる。このことが一番安心して生活できる基本だと考えます。国も府も町もこの立場に立つべきです。町は、住民目線に立って、町民が求める対策をさらに取り組むべきことを求めて、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第73号を採決します。

議案第73号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時15分とします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時15分

○議長（梅原好範君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第11、議案第74号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第74号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、歳出、保健事業で特定健診が131万9,000円補正をされております。笠次病院なり松原医院でも特定健診が実

施できるようにすると聞いておるんですけども、利用者の人数はどの程度見込んでいるのか伺っておきたいと思えます。また、対象となる特定健診を受けられる40歳から74歳までの方全員に笠次病院、松原医院でも受けられるというようにお知らせするのか。丹波地域でするので、限定してそういう案内をするのか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回の特定健診委託料の増額補正でございますけども、当初、町の集団健診を6月頃に実施する予定で、国民健康保険の被保険者の40歳から74歳までの方も特定健診として、兼ねてそこで実施させていただいてるところでございますけども、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして一旦は中止させていただきました。その後、状況を見ながら健診委託をしている委託先にも交渉しながら検討しておった結果、6月ほどの日程は取れませんけども、秋に何とか何日かの日程が取れて、町の集団健診という形で今実施する予定としておりまして、そこに国保の方の特定健診も兼ねて実施してもらおうということになっております。こういった状況の中で集団健診が受けられなかった方を対象に、通常20人程度の予算化をさせていただいておるんですけども、今年度におきましては、20人に加えまして130人、合計150人分の特定健診の委託料を計上させていただいたところでは、対象者は、国民健康保険の被保険者で、40歳から74歳までの方を対象にしております。ただ、秋に集団健診を予定しておりまして、そちらは自己負担ゼロで受診できますので、そちらで受けていただいて、どうしても受けられないとかこちらのほうが良いという方につきましては、自己負担1,000円になりますけども、個別健診で受診していただくことも可能でございます。この件につきましては、お知らせ版におきまして広報させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。

議案第74号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第75号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第75号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 老人保健施設サービス勘定の3ページ、一般会計繰入金ですが、2,215万円を追加するというので、総額が9,652万7,000円ということになりました。今回の繰入れの主な理由が、先般にも説明がありましたとおり、喀痰吸引等の実施基準が未達成のまま介護報酬を請求していたということで、介護保険の各保険者に800万円、それから利用者に100万円、合わせて900万円余りの返還をするということ。それと、介護報酬が今年度減りますので、その分も含めた運営補助ということになると思いますが、2,215万円の内訳は、先ほど申しましたように、900万円は過年度分の返還ということで、今年度分の運営費としてが1,300万円ぐらいかと思っています。差引きしましたら、大体、繰入額で今年度分としては8,752万7,000円程度ということになりまして、それでその繰入額と事業費総額の占める割合でいきますと、59%という割合になってくるわけでありまして、府内の自治体で運営する老健施設が2か所あるということで決算委員会でもお聞きしましたが、この老健施設の2施設の運営状況を調べておくということでありましたが、運営状況と一般会計の繰入金はどれぐらいされているのか。また、総額に占める割合が分かれば教えていただきたいと思っています。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 大変お待たせしました。

ちょっと手元に資料を用意しておったんですけども、見当たらないので、うろ覚えで申し訳ありません。詳しくはまだ調べておりませんが、京丹後市弥栄町が経営されている老健施設が1つ、それと、木津川市の山城総合医療センターの附属の老健施設と2つということで調べました。山城総合医療センターのほうは100床で、繰入金が6,500万円から7,000万円です。毎年繰入れされていたかと思えます。京丹後市弥栄町の「ふくじゅ」という施設が40床で2,000万円台の繰入金だったかと思えますけれども、前年度の繰越金が四千何百万円持っておられたというようなことがありますので、ちょっとまだその辺のところを深く調査はできておりません。

以上です。

（「うろ覚えでは分らんな」と発言する者あり）

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 大変失礼しました。

資料が今手元にございませぬので、資料を改めて調べ直させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（梅原好範君） 篠塚委員、答弁漏れはありますか。

○14番（篠塚信太郎君） 総額に対する割合。しかし、資料がなかったら答えられへんね。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） すみません。度々申し訳ないです。

その2施設については調べたんですけども、総額の割合は調べてなくて、繰入金だけ幾らというのは調べたんです。今、資料が出てきませぬので、ひょっとしたら私の机のほうに置き忘れてきたかもしれないということで、今、しっかりした数字は申し上げられませぬ。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

○議長（梅原好範君） 再開します。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 他の自治体で繰入れがどのようになっているのかということで、資料なしの答弁なので、もうそれ以上は言いませんけども、先ほどの答弁が正しいとしたら、やっぱり繰入金が私のところの町よりも少ないということで、いかに私の町の19床というのが効率が悪いかというのがはっきりしたわけでありませぬ。今後、そういう増床も含めて

検討していかなければならないのではないかなと私は思っています。

それで、これは町長にお聞きしますが、基準外繰入れの一般会計では、病院事業に次ぐ大きな繰入れということになってます。今後、やっぱり9,000万円前後は繰り入れていかなければならないというような状況になってますので、大きな財政負担となってくると思っています。合併特例算定が今年度で終わるということで、一般財源も非常に厳しい状況であります。今後の運営等につきまして町長の見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご指摘のとおり、多額の繰入れによりまして運営している状況にあります。地域における老健施設の役割等も考えながら、病院のこともありますので、総合的に今後についても判断をしていく必要があるというふうには認識はしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 5ページ、6ページ、7ページですが、財源振替ということで一般財源とその他の財源が振替になってるんですけど、これはどういう理由で全て振替になっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今回、前年度繰越金が確定いたしまして、その繰越金が2,000万円余りあったということで、その他というところで減額をしておりますのは、当初予算で基金からの繰入金を充てておったんですけれども、前年度繰越金に余剰があるということで、その基金を充てておったところに充て替えまして、そういったことで財源振替を計上させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 財源内訳であります。国府支出金は分かりますし、その他というのは交付金と町の負担分ということでよろしいですか。一般財源が第1号の保険料分の財源ということでよろしいですか。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） その他という欄に上げておりますのが、議員おっしゃいましたように、支払基金からの交付金と一般会計からの繰入金、そして、基金を取り崩した際の繰入金をその他という欄で通常計上させていただいております。一般財源のところにつきま

しては、保険料と先ほど申しました前年度繰越金があった場合には、ここの一般財源という欄で計上させていただいております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） この財源内訳であります、給付費に対して国が25%、府が12.5%、町が12.5%ということですし、あと、支払交付金の分が27%ですか。基金で繰り入れてるにしろ、基金でなかったにしろ、町の負担は12.5%は負担しなければならないですね。それを保険料と振り替えるということは、本来ならば2,000万円そのものが繰越金になって、次の年度に出ていくのではないかなど。町の負担分を第1号の保険料で補ってるみたいな感じになりませんか。町の負担というのは、皆計算したら12.5%になりますか。財源の問題についてお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 規定どおりで言いますと、今おっしゃいましたように、町の負担分は12.5%ということになっておりますけれども、歳入のほうでは、若干、調整交付金と言いまして、市町村の負担の平準化を図るために交付されております国からの交付金もございますので、そういった率も変動する関係もございまして、一概に町の負担分が12.5%とはなっていない部分もございます。ただ、今おっしゃいましたように、考え方なのかも分かりませんが、先に前年度繰越金を不足しているところに充てさせていただきまして、そして、今年度見込まれます保険料の余剰金等につきましては、後ほど出てきます基金の積立金のところで整理させていただいて精査をさせていただいて収支の均衡を合わせているということで、先に前年度の繰越金を使わせていただいて、今後整理をしていくということになるかと思っております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第75号を採決します。

議案第75号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第76号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第76号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、歳出の5ページ、施設管理費で修繕料が664万3,000円ありますが、具体的な内容について伺っておきたいと思います。農業集落排水、林業集落排水、簡易水道、それぞれ予算があるわけですが、内容はどういうところの修繕なのか伺っておきたいと思います。

また、6ページに修繕料として1,395万8,000円予算化されております。水戸と上豊田という説明はあったと思うんですけども、その具体的な内容について伺っておきたいと思います。相当な修繕料でございますので、抜本的な修繕というものなのか。改修が必要になってきておるといことなのかを含めて伺っておきたいと思います。測量設計監理業務等委託料として930万円ですけれども、これはどこに関わるものなのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 5ページ、修繕費でございますが、農業集落排水管理事業、林業集落排水施設管理事業、簡易排水施設管理事業ということでそれぞれ計上しておるところでございます。一番大きい農業集落につきましては、628万7,000円、内訳といたしましては、追加工事として修繕設備、下蒲生の予備ブロワ等の修繕、それからポンプの修繕、中継ポンプでございます。そういうものが9月の補正時に追加工事として点検する中で追加をさせていただきたいということで、緊急に対応する必要があるということで予算計上

しておるものでございます。一番小さなものについては、谷安井の曝気ブロワ、エアー漏れ修繕、これは9万4,000円程度ですけれども、一番大きなものは下蒲生の予備ブロワの修繕工事ということで149万9,000円予定をしておるところでございます。

ポンプの修繕については、12か所予定をしております。林業集落排水、簡易排水についても同様なことで軽微な修繕をお願いするところでございます。

特環の工事につきましては、水戸の浄化センターの工事でございます、サイクロ減速機の改造整備ということで617万8,000円予算計上をしております。

下山の浄化センターは、エアレーション装置の修繕ということでございます。

上豊田の浄化センターは、汚泥返送ポンプの修繕ということで194万7,000円計上をさせていただいております。

それから、930万円の測量設計監理業務等委託料につきましては、府道京丹波三和線の拡幅に伴います下山処理区でございます。旧下山分園のあたりですけれども、その府道を拡幅する計画がございまして、それに伴って必要になります下水道施設の移転に関わる設計を委託料として計上したところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第76号を採決します。

議案第76号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第77号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第77号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の4ページ、委託料として、新型コロナウイルス対策の町営バスの消毒抗菌委託料ということで予算化をされておりますが、補正予算の中でもバスの抗菌というのが出ておりましたが、それとの違いとは何か。町営バスはこの予算ということで、補正予算は、ほかのところの抗菌ということなのかどうか。

それから、バスの抗菌作業をしたらどれぐらいの効果があるのか。その期間が過ぎれば、また新たに抗菌作業を委託してやるということなのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、抗菌対策でございますけれども、町営バス及び自家用バスを含めまして19台の消毒抗菌処理を行うものでございます。今ありましたように、交通一般対策でもバスの抗菌対策の助成ということで予算化をさせていただきましたけれども、そちらにつきましては、町内運送事業者を対象に補助事業として実施するものでございます。抗菌を行うことで1年間の効果はあるというように聞いておるところでございます。毎日の消毒作業もあわせて実施をすることで、より効果は高まるということで、町民の皆さんに安心してご利用いただくために今回実施をするものでございます。

また、状況を見まして、次年度の対策については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これをもって討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。

議案第77号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第78号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第78号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 3ページ、給与費ということで125万6,000円上がっておりますし、あと、2ページに外来収益ということで1,127万円上がっております。これはPCR検査1日平均4名ということで補正が組まれているということで、一般質問でも聞いたわけですが、どういう症状のときにPCR検査の相談に乗っていただけるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） まず、外来の診察に来ていただきました方を対象にさせていただくんですけども、無症状の方はまず対象外ということで、医師が診察をした段階で、例えば味覚症状に異常があるとか、臭覚に異常があるとか、熱があるとか、胸が苦しいというコロナを疑う症状が見られる方に対して、医師がその場でPCR検査が必要だと判断した方のみ唾液によるPCR検査の実施を行わせていただいております。したがって、ただ検査を受けたいというようなことでご来院いただいても、そこで医師が検査は必要ないと判断した場合は検査の対象としないということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今、PCR検査の関係の説明を伺ったんですけども、味覚症状の異常があるとかいうことであればコロナにかかっているという可能性もあるわけで、それ以前に一般外来患者と一緒にならないようにしなければいけないわけでございますので、その辺の説明としては不十分ではないかと思うんですけども、具体的に病院へ来られた場合の対応をしっかりと説明をもう一度お願いしておきたい。

今もありましたけども、歳出の収益的支出、給与費の手当の関係ですが、危険手当といえますか特殊手当ということで3,000円なり4,000円ということになっております。1日4人までは検査をするということなんですけども、4人検査をする場合と1人だけの場合というのは当然あると思うんです。この場合は患者が1人であろうと4人であろうと1日幾らということで支給するということだと思っておりますけども、多くの患者と接するほど危険率は高いと思っておりますけども、その辺の考え方はどうなのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） まず、1つ目の質問、患者さんの動線でございますが、現在は、病院の玄関でそれぞれお越しになった方の体温測定をさせていただいております、ある一定の熱がありましたら、そこで看護師が別室にご案内をしております、通常の受付カウンター、それから外来の待合は通らずに病院の特設している会場へご案内するというところで、一般の方と接する機会はできるだけ少なくさせていただいております。

2点目の手当の件でございますが、今のところ日額で4,000円とさせていただいております、これは午前中の条例のほうでもございましたけども、人事院の規則にのっとりまして日額4,000円とさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第78号を採決します。

議案第78号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第79号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第16、議案第79号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 18ページの資本的支出で、資本的収入の兼ね合いもあるんですけども、水道管移設工事で3,815万円の減になっております。藤ヶ瀬橋の改修工事の延期という説明がありまして、通ってみても工事が止まっているわけでございますけども、延期の理由というのは分かっておるのかどうか。

来年度には実施されるのかどうか、併せて伺っておきたいと思っております。

今の時代でございますので、延びることによって工事費が変わるということもあり得るのかどうかも伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 18ページ、資本的収支の水道管移設工事、3,815万円の減額につきましては、議員ご指摘のとおり、藤ヶ瀬橋の下水道管移設工事の予定しておりました額全て皆減したものであるものでございます。

延期の理由につきましては、京都府の事業ですので、詳細は把握はしていないわけですが、様々理由があるというふうには考えておるところでございます。

それから、工事の時期でございますが、来年度には工事のほうには着手をすると伺っておるところでございます。

工事費の変更でございますが、歩掛が変わりましたら、若干、変更にはなろうかというふ

うには思っておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 4ページの給与費明細書で、これも常任委員会で聞いてたんですが、職員が1人減っているということでもあります。働き方として時間外がかなり多くなって、80時間とか、100時間とかそんなことにはつながっていないのか。来年度は補充してもらえる状況になっているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 時間外の関係でございますが、特に本課につきましては、漏水事故等、土日、それから夜間等ございます。それに対応するためにはそれぞれ担当の職員が昼夜問わず対応していただいております。予期せぬ時間外勤務というものもございまして、額についてはなかなか少なくすることは難しいと思っておりますけれども、現状の職員で対応をさせていただいております。80時間以上勤務している者につきましては、この数か月においてははないというふうに私たちは認識をしております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。

議案第79号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程

第32、認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第32、認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

岩田決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（岩田恵一君） 去る9月14日、16日、両日に開催いたしました決算特別委員会に付託の令和元年度各会計決算の審査については、大変ご苦労さまでございました。

それでは、お手元に配付の報告書によりまして、審査結果を報告させていただきます。

令和2年9月16日、京丹波町議会議長、梅原好範様。

決算特別委員会委員長、岩田恵一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 令和元年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

原案認定。

認定第9号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 令和元年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、原案認定。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は反対の立場で討論をいたします。

1つ目は、住宅補助金の予算執行に不明瞭な点があること。

2つ目は、財産に関する調書は、現状の財産状況を示していないこと。

3つ目は、今回の決算委員会の委員長である岩田議員は、京丹波町議会基本条例に抵触している懸念があること。

以上、3つであります。

1点目の住宅改修補助金の執行に不明瞭な点があることを具体的に説明をいたします。

住宅補助金は74件、514万4,000円が町補助金条例に基づき予算執行されてます。このうち、工事完成後、補助金の修正申告をされたものが7件であります。この7件のうち6件は増額申請で減額申請は1件のみです。ご承知のとおり、住宅改修工事は、着工しないと正確な費用算出はできません。よって、見積り時には、修繕が懸念される部分は全て見積書に算出します。すなわち、多めの見積書になると思います。この見積書をもって補助金申請をしますから、工事終了後には工事費は減額になる可能性が大であります。しかし、現実には、74件中、減額申告は1件のみです。令和元年度全ての決算に対し、監査委員の決算意見書が提出されています。現在の監査委員になってから、この意見書の中に補助金の交付等については、根拠条例に基づき云々とあります。私は、決算委員会において、現体制になってからの意見に沿って住宅改修補助金の異常な点について伺ったところ、委員長は、代表監査委員の出席がないが、答えられたら教えてくださいと前置きをした上で、山下監査委員に発言を求めました。山下監査委員は、代表監査委員でないので答弁できないとのことでした。決算審査意見書を見ますと、山本 透監査委員と山下靖夫監査委員が連名で町長に出されてまして、どちらが代表監査委員との表現がないことを上げ、再度質問をいたしました。委員長は無視し、次の質問者の指名をしました。委員長のこのような行動は、理事者に対する忖度があると不審に思わざるを得ません。

2点目は、決算書は、現実の財務状況を表示すべきであることです。

本議案の中にある財産に関する調書は、1つ目は、建物は、本来撤去しておくべきものが計上されたままになってます。これは、撤去費用等が含み損になる勘定です。資産ではなく負債になります。

2つ目は、特別会計である土地開発基金2億6,900万円は、10か所、16筆の9756平米の土地であります。この価格で坪当たりの計算をしますと、平米当たり2万8,000円、坪当たり8万4,000円になります。この土地は、いずれも国道、府道、幹線町道には面していません。不動産のバブル時に先行投資して買収した土地で、現在の実勢は、計上額の10分の1にも満たないと思われれます。町長が公約としている情報の正確で公平な情報提供によれば、町民の皆様に現実の財産状況を報告すべきであります。

よって、決算委員会、調書であれば実勢価格をもって作成すべきであると理事者に追及いたしました。委員長の判断で私の意見を無視し、議事進行がなされました。

3つ目の岩田委員長が京丹波町議会基本条例に抵触していることです。

岩田委員長は、本決算で補助金700万円が執行されている京丹波町観光協会の代表者であります。京丹波町議会基本条例では、第16条3項に、議員は、補助金等交付団体の代表

に就任することを自粛すると決めております。この条例に抵触する恐れがあります。本来、委員長は、議員活動がスムーズに行われるよう配慮するのが原則であるのにも関わらず、議員の発言を無視したり、理事者から明快な答弁のないまま議事を進行した行為は、補助金交付を受けている団体の代表者であるから、理事者に対して忖度した議事運行と思われる。

菅内閣が成立し、過去の慣例を見直し、国民のための政治をすると表明しているにもかかわらず、監査委員の本来の責務である監査は、検査意見でなく、町民へ担保する意見書であります。当然ながら、決算委員会では、監査委員として町民の代表である議員の質問に応じなければならないと思います。

2つ目には、総務省、自治財政局財務調査課は、平成19年12月、自治体の単式簿記では正確に表せない財務状況について、実勢にあったものにするため、地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデルを示しております。実勢にあった財務書類の作成を指導していますが、いまだに本指導に取り組んだ成果が上がっていません。

以上、国を挙げて改革を進める中で、当町も慣例主義から脱皮し、町民のための行政の推進を提案し、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○15番（森田幸子君） 認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和元年度決算においては、機構改革による町組織体制の整備として、こども未来課やにぎわい創生課の設置が行われ、まちづくりの基本理念であります助け合いと活力のある健康の里づくりに向けて新体制でのスタートとなりました。そして、町政でかつてない大事業であります新庁舎の整備事業が令和3年8月の完成に向け、雨水貯留槽整備工事の実施や新庁舎建設工事の契約締結など円滑な事業推進に向けた取組を進めてくることができました。

また、認定こども園整備事業についても、計画に沿った事業の取組が図られています。

移住・定住対策、高齢者等安心安全対策、子育て支援、農林業の振興、商業観光振興など町民の安全で豊かに過ごせるまちづくりを円滑に推し進め取り組んでこられたことを評価し、各位の賛同を得て委員会にて認定されたところであります。

コロナ禍の中で、これからも財政状況はますます厳しさを増してくるころではありますが、経常経費の削減は言うまでもなく、これまでの施策の見直しも含め、公平公正な負担の原則の下、自主財源の確保に積極的に取り組んでいただくことを申し上げ、賛成討論といた

します。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

安倍首相が辞任をしましたが、7年8か月続いた安倍政権は、大企業のもうけを優先する経済政策アベノミクスを打ち出し、2014年4月の消費税8%増税、2019年10月の10%増税と二度にわたる消費税増税を強行しました。その結果、株価は上がりましたが、恩恵を受けたのは大企業と大金持ちだけ、労働者の賃金は下がり続け、消費は落ち込み、格差と貧困が広がりました。景気回復どころか経済は落ち込んでおります。そこにコロナ感染が直撃し、暮らしも命も危険にさらされております。地方自治体は、住民の暮らし、命を最優先に国の悪政から住民生活を守る防波堤の役割を果たさなくてはなりません。

以下、反対の理由を述べます。

住民の暮らしを守る防波堤という点では、太田町政は、住民生活が大変なときに安定した財源として消費税増税を当然視し、公共施設の使用料、上下水道使用料などの上げを行うために、40条例が一括で提案され、上げに伴う住民負担は当時1,640万円と言われておりました。

2点目、これまで一般会計から国保会計へ2,100万円の繰入れを行ってきました。それは、本町が子育て支援として行っている幼児や児童等に対する医療費の助成に対し、国がペナルティーとして補助金の減額をしているため、その減額分を繰り入れてきました。この繰入れについては、赤字補填ではないので、国も認めている繰入れでありましたが、廃止をいたしました。

3点目、施政方針に町行政の公正化を掲げながら、町長に対する公金違法支出返還訴訟に対して、前町政や議会、株主役員会、出資団体が決められたことと、総務省が示す指針に向き合う姿勢がありませんでした。

4点目、新庁舎建設は、今、建設が進んでおりますが、合併して15年、この間、4,000人を超える人口が減っております。人口減少が明らかな中、10年、20年後のまちづくりは、無論、50年先も見通した人口や財政規模に見合った新庁舎にすべき、大会議室や交流空間などの見直し、必要最小限のコンパクトな庁舎を目指すべきと指摘、提案をしてきました。また、新庁舎建設の木材調達は、随意契約で行われておりますけれども、公共事業は一般競争入札を原則とすべきであります。

5点目、ケーブルテレビ事業については、審議会の答申を受け、民営の事業者のサービスへ移行するとして、町政懇談会「タウンミーティング」で町民の皆さんに報告がされました。ケーブルテレビ事業の在り方は、民営化ありきではなく、加入者負担やサービス内容がどう変わるかなど議会や住民に十分説明をし、合意と納得の上で検討すべきであり、今回の進め方は情報公開と説明責任の放棄であります。

6点目、地方公務員法、地方自治法の改正に伴い、令和2年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員制度が導入されることになり、各種手当の支給ができるようになり、一定の改善はされました。

しかしながら、この制度の問題点として、第1に、相変わらず年度末に任期が終了する有期の任用であり、雇用の安定化の面で根本的な解決にはなっておりません。

第2に、フルタイムとパートタイムの2つのタイプがあり、支給される手当に格差があること。給与の面では、正規職員との格差は依然として大きいものとなっており、今後さらなる給与引上げ、また、雇用の安定化を求めておきます。

以上、改善すべき主な事項について指摘をし、反対討論といたします。

なお、次年度に向けて、次の点を提案しておきます。

昨年の10月1日から3歳児から5歳児の保育料無償化が実現されましたけれども、4,500円の副食費の徴収に関して国に無償化を求めるとともに、町独自に支援することを求めます。

職員の働き方について、月80時間を超える時間外労働をされている職員が5名、100時間超えの職員が5名ということに対しては、正職員の増員を含めて早急に改善することを求めます。

また、昨年9月に厚生労働省が公立・公的病院の再編統合、ベッド削減を求める全国424病院を発表いたしました。今、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻であります。賛成からのみの縮小再編など判断をすべきではありません。病院の充実に取り組んでいただきますよう求めて、私の討論を終わります。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 令和元年度一般会計歳入歳出の決算に反対の立場で討論します。

令和元年度の自主財源は、前年に比べ9,384万1,000円減、依存財源は4億961万8,000円増になっています。不納欠損額は359万8,000円、収入未済額は9,578万5,000円、合計9,938万3,000円。前年は、不納欠損額は494万4,

000円、収入未済額は9,089万5,000円、合計9,583万9,000円で、令和元年度では収入未済額が489万円増えています。

町税に関しては、京都地方税機構により滞納整理の成果が少しずつ上がってきています。しかしながら、利用料の税外債権は滞納額が増加しています。この間に京丹波町税等徴収率向上対策委員会で取組がどのように行われたのか。滞納者への戸別訪問、また折衝、分割納付などの手を尽くすなど不納欠損につながらない努力がされたのか。決算書には見えてきません。

よって、これを反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより、認定第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 令和元年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、認定第2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

国民健康保険は、他の健康保険、特に被用者保険に比べ、被保険者の所得が低いのに保険料は高いという構造的な問題を抱えています。

本町では、被保険者のうち、所得割基準額が200万円以下の方が93%を占めています。2018年度から運営主体が京都府に代わりましたが、保険税は町の裁量で決定することには変わりありません。にもかかわらず、これまで行っておりました国も認めている一般会計からの繰入れ2,100万円を廃止したことは、問題であり再開をすべきであります。

基金の年度末残高は、3億2,671万2,483円にも上っております。一般会計からの繰入れを行うとともにため込んだ基金を活用して高過ぎる国保税を引き下げるべきであります。

また、国保税が高くなる要因の1つに世帯の人数を算定基礎とする均等割があります。世帯の人数が保険税に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる平等割と同様、他の保険にないものであります。均等割と平等割を合わせると、全国で徴収されている保険税額はおよそ1兆円とされております。全国知事会は、公費1兆円を投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府に求めております。均等割、平等割を廃止し、協会けんぽ並みに引下げが可能となるよう、国庫負担の増額を国に強く求めるべきことを併せて求め反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） 認定第2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論します。

国民健康保険事業は、我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであり、平成30年度からの制度改正以降、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされ、市町村では、地域住民と身近な関係の中で資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等のきめ細かい事業を担ってきました。

しかし、全国的にも収入が低い、または不安定な方や、無職、年金生活者の加入者が多いことに加え、本町においても被保険者数の減少による保険税の減少、医療の高度化などによる医療費の増加傾向の中で、厳しい事業運営が続いています。

そんな中で、決算額18億円を超える本決算において、町民の命と健康を守るため、特定健康診断事業の実施など疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持・増進と医療費の抑制に大きな効果を上げています。

今後とも医療費の適正化により負担と給付のバランスを保ち、将来にわたっても安定した国保事業運営が図られることを求め、賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終結します。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は14時45分とします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第3号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま上程されました認定第3号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、国や都道府県などの公費が5割、現役世代からの支援金が4割、そして高齢者の保険料の1割で賄っています。この医療制度導入時に多くの国民や医師会などから批判を受けたことから、これまで特例的な軽減措置を設けるなどしてきましたが、平成30年度にこうした特例措置を廃止し、低所得者への軽減措置も縮小するなど改悪されました。

令和元年10月から消費税10%が実施され、ますます家計への負担が重くなりました。年齢が高くなれば病院への受診回数が増えるのは当然であり、複数の持病を抱え治療も長引き、費用もかさんでいきます。収入が限られる高齢者にとって、病院への受診抑制とならないよう国の責任で安心して医療が受けられる医療制度にするべきであります。

また、保険料を滞納することで短期証の交付となります。保険証の受け取りは、基本、役場の窓口で受け取ることとなっています。しかし、高齢者ということもあり、保険証がないことから受診が遅れ、命に関わることも考えられます。それぞれ個々の相談に応じ、やむを得ない事情等の方には上から目線ではなく、柔軟な対応をするべきであります。これが住民目線であり、住民福祉向上につながることを指摘しておきます。

政府は、全世代型社会保障検討会議において、医療費負担を1割から2割に引き上げようとしています。これは、戦後間もないベビーブーム期に生まれた団塊の世代全員が後期高齢

者となる2025年が近づいてくることを見据え、2022年度までに一定の所得のある人は1割から2割に引き上げる方針が示されました。

しかし、2019年6月に各都道府県の広域連合の全国組織であります全国後期高齢者医療広域連合協議会は、75歳以上の窓口負担の現状維持を求めるとともに、被保険者の負担を将来にわたって抑えるため、後期高齢者医療制度に対する国庫負担の引上げを求める要望書を厚労大臣に提出しております。こうした広域連合からの改悪中止と制度の根本的な見直しを要求しているところに住民の暮らしの実態と制度の矛盾があるのではないのでしょうか。

住民の代表である町長はもちろん、私たち議員も声を上げていくべきであることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 7番議員、鈴木利明でございます。

認定第3号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

この会計は、保険料の賦課徴収と一般会計から保険基盤安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢医療広域連合へ納付することが主な役割であります。これによって広域連合の財政基盤の安定化に重要な役割を果たしている会計でございます。

また、同時に、この制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者世代の負担の公平化を図ることを目的として、高齢者にも一定の負担を求め、平成20年4月より施行されました。

令和元年度の決算は、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は98.4%、保険料全体では99.7%となる高い収納率となっております。この結果、実質収支は259万9,469円の黒字決算となっております。

今後も、住民健診の受診率の向上などを進める一方、医療制度の財政基盤の安定化に向けて保険料徴収のさらなる向上を切望しながら賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま上程されました認定第4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

介護保険制度の導入の際、家族介護の負担が軽減されるとして、安心して老後を迎えることができることを期待をしたのではなかったでしょうか。

しかし、この間、負担は増え、介護離職を余儀なくされる家族、また、介護現場では、慢性化した人材不足に苦慮しているのが事業所の実態であります。

国は、介護給付費を削減するため、平成26年度の6月に改悪した医療介護総合法により、要支援1・2の方を保険給付から外し、市町村が主体となって行う地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業、つまり新総合事業に移行させることとしました。

本町は、平成28年4月から新総合事業に移行し、この介護予防日常生活支援総合事業のうち通所サービスA事業で、これまで丹波・瑞穂地域で実施をされていた事業所、NPO法人が町からの補助金カットや人手不足などの理由で平成31年3月末をもって撤退してしまいました。

令和元年度は、それに代わる地域介護予防活動支援事業として、瑞穂では保健福祉センターでスリーA教室、丹波では高原荘でいこいの会がそれぞれ住民主体で行われています。参加人数を見ますと、平成30年度では、丹波のおいデイは年間48回、延べ人数は1,003人、瑞穂のいきいきクラブは年間48回、延べ人数は554人でありました。

しかし、令和元年度の丹波でのいこいの会は年間22回、延べ人数は263人。瑞穂でのスリーA教室は年間18回、延べ人数は151人であります。比べてみれば約4分の1の参加人数となっております。

総合事業は、自治体の財政力と人材のあるなしに左右され、自治体の体力によってサービスの差が生じることをこれまでから指摘をしてきましたが、まさに総合事業に移行した結果といえるのではないのでしょうか。介護認定者の重症化と認定者数の増加を防ぐためには、予

防事業の充実が重要であります。

住まいする身近な地域でサービスが利用できるように、サービスの充実や拡充を図るべきことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○3番（谷口勝巳君） それでは、提案されております認定第4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

昨今、京丹波町においては、高齢化が進み、高齢化率40%を超え、このまま続きますと2035年には50%を超える予測とされております。この問題については、京丹波町挙げての阻止を図るべきと考えております。

そんな中、介護保険事業では、保険料、国・府支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等で総額21億円強の予算執行がされ、多岐にわたる介護サービス給付費、また、地域支援事業として介護予防生活支援サービス事業を行い、広く要介護の町民、人間の尊厳を守るためのサポートをしておられます。これに対しては高く評価したいと思います。

介護保険制度については、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年に創設され、法施行5年目に検討が行われ、平成18年から本格実施された法律であります。今後、高齢化が進み、介護サービスの給付額は増加が予想されます。町民みんなで助け合い、この事業が継続的に運営されることを強く要望し、賛成討論といたします。

以上。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和元年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 令和元年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（梅原好範君） 次に、認定第10号 令和元年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、認定第10号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 令和元年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより、認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより、認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより、認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより、認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和元年度京丹波町水道事業会計は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して2年目となります。地方公営企業法は、経営の基本原則として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとしております。

京丹波町の給水人口は、1万3,789人で前年度比300人の減であります。また、給水戸数は、6,756件で前年度比44件の減となっております。また、1日最大給水量は、1万1,203立米となっております。

畑川ダム建設の根拠とした人口は、丹波・瑞穂で2万5,000人としておりましたが、見直して1万4,260人。水需要は、1日最大給水量を1万4,508立米としてきました。水需要の根拠とした給水人口は、令和元年度は1万966人、76%。水需要は68%となっております。当初計画から大幅な見直しをしても、予定した水需要の68%しか水は使われていないのであります。畑川ダムの水需要の給水先は、町内の企業への給水となっております。令和元年度の町内企業の使用水量上位10社の使用した日量水量は、1,453立米で必要水量を5,000トンとした30%にも届いていません。

また、町内企業への水需要調査も根拠の乏しいものであったことが明らかであります。結局、畑川ダムありきで進められてきたのであります。

また、下山の工業団地の水需要計画では、日量1,050立米ですが、現在創業している

企業の使用水量は日量で42.1立米。水需要の僅か4%であります。

平成20年、約12年前の事業再評価の水需要予測は、生活用水として日平均給水量を4,265立米、業務用水として日平均給水量を5,079立米、合わせて9,344立米の水需要があることを根拠にして畑川ダム建設を推進しました。

しかし、見通しもない開発団地の水需要計画、根拠が曖昧な企業からの水需要要望などにに基づき、必要以上の水需要予測を立てて過大な投資を行った結果が、府下でも最も上位となる高額な水道使用料金になっている要因の1つと考えます。

畑川ダム建設は、洪水調整が第一の目的となっています。過大な水需要計画に固守することなく、京丹波町への取水量の見直し、負担割合の見直しを京都府と交渉すべきです。強く求めておきます。

丹波・瑞穂の地域は、分水嶺で長年水不足に悩まされてきました。そのために多くの水源地を維持しながら水原や下山に水源を確保して9,100トンの水を確保しました。施設の維持管理を業者委託するのではなく、職員が現場主義を徹底して、老朽化した施設の改修や水源の枯渇などへの対策を計画的に取り組むべきであります。

京丹波町は、水道の閉栓・開栓の手数料が1回3,000円で、近隣市町の10倍、また、水道の基本料金よりも高いという状況です。公共料金が高い住みにくい町になっています。公共料金を引き下げ、今住んでいる町民はもちろん、もっと気軽にふるさとに帰郷できる安心して住めるまちづくりに取り組むべきです。当面、コロナ対策として水道料金の減免を行うべきです。また、低額で閉栓・開栓ができるように直ちに直直すべきであります。その方法は全国の事例をもっと研究すべきと考えます。

水道の給水量は、既存の施設をしっかりと維持管理すれば、ダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分に賄えることは明らかです。そのためにも、予算でも指摘しましたが、有収率を87%以上、有効率は90%以上を確保すべきであります。令和元年度は、平成30年度よりその率が下がっています。有収率が72.4%、有効率は75.23%です。取組が不十分であることを指摘するものです。

高齢者はもちろん、若い世代も安心して京丹波町に暮らせるために、基本水量や基本料金の見直しや引下げを行うべきです。このことを強く求めて反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 令和元年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第33、発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第33、発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の提案説明を求めます。

篠塚総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（篠塚信太郎君） ただいま上程になりました発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提案理由について説明申し上げます。

本年春前から新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染者数が毎日のニュースで報道されております。同時に、この新型コロナウイルス感染症拡大は、時間の経過とともに世界的にも国内でも甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が今もなお続いております。

このような中で、4月から6月期の国内総生産（GDP）は、戦後最大の落ち込みとなり、地方税・地方交付税等の大幅な減少等が見込まれており、今後の地方財政はかつてない厳しい状況となることが予想されます。

このような状況下において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、地方税・地方交付税等の一般財源の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

また、新型コロナウイルスの感染が収束していくことが今の私たちにとりましては最大の願いであります。

しかし、報道によりますと、ワクチン開発や処方薬剤の開発にはまだまだ時間がかかる状況であります。その間にも、これから寒くなる季節に伴い、季節性インフルエンザや風邪等

の心配が懸念され、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されます。

このような状況から、自治体は、国・府と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策を今後も継続して実施していかなければなりません。事業実施には財源が必要であります。地方創生臨時交付金のさらなる増額と地方税・地方交付税等の確保・充実が図られ、一日も早く住民の不安が解消され、社会経済においても安定的な日常となり、安心な生活が送れることを強く願い本意見書を提出するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより、発委第4号を採決いたします。

発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第34、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和2年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会と

いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 谷山眞智子

〃 署名議員 篠塚信太郎